

令和元年度第3回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 令和元年9月27日(金)

午後1時30分から

場所 市役所 低層棟4階 職員控室

1 個人情報取扱事務について(公開)

審議依頼事項

庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末に係る防犯カメラに関する事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について(市民課)

報告事項

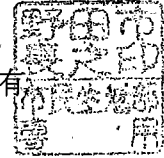
- (1) 学校給食費徴収管理事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について(学校教育課)
- (2) 野田市生涯学習センターの設置に伴う野田公民館の利用に関する事務ほか2事務の変更について(生涯学習課)
- (3) 保育所等入所事務の変更について(保育課)
- (4) 保育所等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務の変更について(保育課)
- (5) 私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務の開始について(学校教育課)
- (6) 幼児教育・保育の無償化による事務名称の変更及び事務の開始に伴う個人市県民税賦課事務ほか5事務の変更について(課税課ほか)
- (7) 障害児通所給付費の支給決定等及び利用者負担額減額・免除等に関する事務の変更について(障がい者支援課)
※ (3)から(7)までの報告事項については、一括して報告する。
- (8) 市長と話そう(手紙編)に関する事務の開始について(市政推進室)
- (9) 災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務の変更について(生活支援課)
- (10) 災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務の変更に伴う個人市県民税賦課事務の変更について(課税課)
※ (9)及び(10)については、一括して報告する。
- (11) 野田市環境基本計画策定に関する事務の委託に係る個人情報保護措置について(環境保全課)
- (12) 行政組織等の見直しに伴う家庭児童相談関係事務ほか13事務の変更について(行政管理課)

個人情報保護審議依頼書

野田市第263号
令和元年9月5日

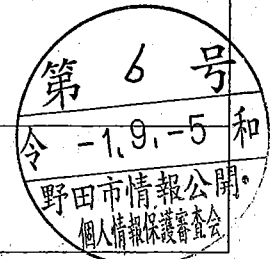
野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀 昭 徳 様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第7条第4項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末に係る防犯カメラに関する事務
担当課等の名称	市民生活部 市民課
開始・変更年月日	令和2年1月6日
審議依頼事項	条例第7条第3項第7号関係 公益上特に必要があると認め、個人情報を本人以外のものから収集すること。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	



令和元年度第5号

庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末に係る防犯カメラに関して個人情報を本人以外から収集することについて

平成30年度第10回審査会において、「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付事務における実施機関以外のものとの通信回線による電子計算機の結合」について御承認いただきましたが、当該自動交付事務においては全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末のほかに、庁舎内にも端末を設置することとしていました。

今回は、庁舎内に設置する端末に係る不正行為及び犯罪行為を防止するために設置する防犯カメラについて、個人情報を本人以外から収集することになるため、審議依頼するものです。

端末及び防犯カメラの概要については、次のとおりです。

1 庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末について

- (1) 運用開始時期 令和2年1月6日
- (2) 設置場所 1箇所（市役所本庁舎1階）
- (3) 交付する証明書の種類
 - ① 住民票の写し
 - ② 印鑑登録証明
 - ③ 戸籍全部（一部）事項証明書
 - ④ 戸籍の附票の写し
 - ⑤ 個人住民税の課税・非課税証明書
- (4) 庁舎内キオスク端末の運用時間

① 戸籍事項証明書及び戸籍の附票の写し以外の証明書

月・水・金曜日及び日曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

火曜日及び木曜日 午前8時30分から午後8時まで

② 戸籍事項証明書及び戸籍の附票の写し

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで

2 防犯カメラについて

総務省のガイドラインにより、証明書交付キオスク端末を設置するときは

不正行為及び犯罪行為の防止のため、防犯カメラの設置が義務付けられている。当該ガイドラインに従い防犯カメラを設置することにより、直接的ないたずら行為や施錠のこじ開けなどというような不正行為や不正に取得された証明書等を使用するというような犯罪行為の防止に資する。

防犯カメラの稼働時間は24時間で、録画は動体検知により行う。録画された画像は、野田市証明書の自動交付に伴う防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準に基づき、安全に管理し、正確な内容を保つとともに、個人のプライバシーの保護のために適切な措置を講ずる等の基本原則に則って取り扱う。

また、捜査機関等からの刑事訴訟法等の法令に基づき照会があった場合、画像の提供を行うことがある。

3 本人以外から個人情報収集することについて、公益上特に必要があると認める理由

証明書交付キオスク端末の庁舎内の設置については、窓口の混雑を解消し、又は窓口混在時に迅速な証明書の交付をすることにより市民の利便に資することから必要がある。当該端末を設置する際に想定される直接的ないたずら行為や施錠のこじ開けなどというような不正行為や不正に取得された証明書等を使用するというような犯罪行為を未然に防止し、又は捜査させることにより、安全な運用を確保できるため。

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

実施機関の名称		市長	届出部課等の名称	市民生活部市民課
関係課等の名称				
届出年月日		令和元年9月5日	開始年月日	令和2年1月6日
			最終変更年月日	
事務の名称		庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末に係る防犯カメラに関する事務		
事務の目的		庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末について、防犯カメラを設置し、不正行為及び犯罪行為を防止する。		
事務の概要		防犯カメラは24時間稼働し、端末付近での動きを検知して自動で録画する。画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して6か月間とし、保存期間を過ぎた画像は自動で消去する。		
対象者		端末の利用者、端末付近の通行者等		
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日		
	上記以外の項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 肖像		
収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (防犯カメラ)		
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input checked="" type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：令和元年9月27日		
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 ()		
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> その他 ())		
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日		
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (6か月間)			

野田市証明書の自動交付に伴う防犯カメラの設置及び管理運用に
関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が庁舎内に設置する証明書交付キオスク端末（以下「端末」という。）による証明書の自動交付を行うことに伴い防犯カメラを設置することに関し、個人のプライバシーその他の市民の権利を保護するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラ 端末に対する不正行為及び犯罪行為の防止を目的として、端末近くに継続的に設置される画像撮影装置をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 画像記録装置 防犯カメラに付属して継続的に設置される画像を記録する装置をいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラ及び画像記録装置の設置並びに画像の取扱いに関して適切な管理を実施するため、管理責任者を置き、管理責任者は市民生活部長をもって充てる。

- 2 防犯カメラ及び画像記録装置の維持並びに画像の検索に関して適切な運用を実施するため、運用責任者を置き、運用責任者は市民課長をもって充てる。
- 3 防犯カメラ及び画像記録装置の操作を行う職員（以下「画像取扱職員」という。）を置き、運用責任者が市民課職員の中から画像取扱職員を指定する。

(防犯カメラ及び画像記録装置の設置に関する基本原則)

第4条 防犯カメラ及び画像記録装置の設置及び管理運用は端末に対する不正行為及び犯罪行為の防止に必要な限度で行い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラは端末近くに設置し、防犯カメラの設置を周知するため、防

犯カメラを設置している旨を撮影区域内の見やすい場所に表示する。

- (2) 画像記録装置は、施錠により防護された場所に設置する。
- (3) 管理責任者、運用責任者又は画像取扱職員以外の者は、防犯カメラ及び画像記録装置の操作をしてはならない。

(画像の取扱いに関する基本原則)

第5条 画像の取扱いに関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像に関する照会及び提供は、捜査機関等からの法令に基づく場合に限るものとする。
- (2) 画像は編集又は加工をすることなく、撮影時の状態のまま保存しなければならない。
- (3) 画像は、画像取扱職員以外の者が検索してはならない。
- (4) 画像は、安全に管理し、正確な内容を保つとともに、個人のプライバシーの保護のために適切な措置を講ずる。

(防犯カメラの稼働時間等)

第6条 防犯カメラの稼働時間は、24時間とする。

- 2 録画は、動体検知により行うものとする。

(画像の保存期間等)

第7条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して6か月とする。ただし、犯罪の予防等のため特に必要があると管理責任者が認めるときは、保存期間を延長することができる。

- 2 前項の保存期間を経過した画像の消去は、画像を自動的に消去する方法により行う。

(画像の照会及び提供)

第8条 運用責任者は、画像に関して照会又は提供の要請があったときは、必要と認められる画像の内容及び範囲を選択し、画像取扱職員に画像を検索させる。

- 2 画像取扱職員は、前項の規定により画像を検索したときは、野田市証明書交付キオスク端末防犯カメラ画像検索簿（別記第1号様式）にその旨を記録するとともに、その結果を運用責任者に報告しなければならない。
- 3 画像の提供は、電磁記録媒体に画像を記録する方法により行い、画像の提

供を行ったときは、運用責任者は、野田市証明書交付キオスク端末防犯カメラ画像提供簿（別記第2号様式）にその旨を記録するとともに、その結果を管理責任者に報告しなければならない。

（苦情処理の手続）

第9条 市民等から防犯カメラに関する苦情の申出がなされたときは、管理責任者が対応するものとする。

2 前項の場合においては、管理責任者は、速やかに苦情の内容の把握及び事実の調査を行い、苦情の処理に当たるものとする。

（守秘義務）

第10条 防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らし
てはならない。

（補則）

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和2年1月6日から施行する。

第1号様式（第8条第2項）

野田市証明書交付キオスク端末防犯カメラ等画像検索簿

年 月 日

検索指示者	職 名		氏 名	
			印	
画像取扱職員	所属課	職 名	氏 名	
			印	
検索指示年月日	年 月 日			
検索目的	<input type="checkbox"/> 犯罪の捜査 <input type="checkbox"/> その他（理由 _____）			
検索日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで			
検索画像	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで			
検索結果	<input type="checkbox"/> 検索画像 有 （内容 _____） <input type="checkbox"/> 検索画像 無 <input type="checkbox"/> その他			
特記事項				

第2号様式（第8条第3項）

野田市証明書交付キオスク端末防犯カメラ等画像提供簿

年 月 日

運用責任者	職 名		氏 名	
			印	
画像取扱職員	所属課	職 名	氏 名	
			印	
提供先	所 在 地			
	名 称			
	代表者氏名			
	電 話 番 号			
	担当者氏名			
提供目的	<input type="checkbox"/> 犯罪の捜査 <input type="checkbox"/> その他（理由： ）			
提供画像	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで			
提供年月日	年 月 日			
返却の有無	有 無（理由： ）			
返却年月日	年 月 日			
処分年月日	年 月 日			
特記事項				

(参考資料)

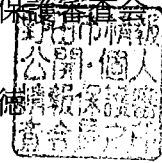
個人情報保護審議結果通知書

野情個審第19号
平成31年3月29日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 須 賀 昭 徳



平成31年3月26日付け野市市第507号で依頼のありました事項について、審議の結果を次のとおり通知します。

事務の名称	1 印鑑登録証明事務 2 住民基本台帳事務 3 戸籍事務
担当課等の名称	市民生活部 市民課
開始・変更年月日	平成32年1月6日
審議結果	条例第12条第1項関係 公益上特に必要があると認め、かつ個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものであると認め、実施機関以外のものと電子計算機の結合を行うことについて承認します。 なお、個人情報の取扱内容は、審議依頼書に添付された概要等のとおりとします。
備考	

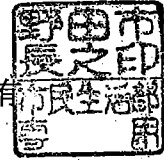
平成30年度第7号

個人情報保護審議依頼書

野田市第507号
平成31年3月26日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第12条第2項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	1 印鑑登録証明事務 2 住民基本台帳事務 3 戸籍事務
担当課等の名称	市民生活部 市民課
開始・変更年月日	平成32年 1月 6日
審議依頼事項	条例第12条第1項関係 公益上特に必要があると認め、かつ個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものであると認め、実施機関以外のものと電子計算機の結合を行うこと。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	



平成31年度第7号

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付事務における 実施機関以外のものとの通信回線による電子計算機の結合について

1 コンビニ交付サービスについて

(1) 概要

コンビニ交付サービスは、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が運営するサービスであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する「個人番号カード」を使用し、住民票の写し等の各種証明書がコンビニエンスストア等に設置されている自動交付機（以下「キオスク端末」という。）で取得できるサービスです。

(2) 発行対象とする証明書と取扱い時間

対象証明書	取扱い時間
① 住民票の写し	6時30分から23時00分
② 印鑑登録証明書	
③ 戸籍全部（個人）事項証明書	月曜日から金曜日（祝日を除く）
④ 戸籍の附票	8時30分から17時15分
⑤ 個人住民税の課税・非課税証明書	6時30分から23時00分

取扱い時間は、年末年始を除く

(3) 交付利用場所と店舗数

平成31年2月15日現在

名称	店舗数	名称	店舗数
セブンイレブン	20,634	ローソン	13,216
ファミリーマート	16,211	ミニストップ	2,162
セイコーマート	1,140	ポプラ	3
国分グローサースチェーン	39	イオンリテール	397
その他スーパー等	571		
全 国			54,373

※キオスク端末を市民課窓口を設置する。

2 コンビニ交付サービスのイメージ

別紙のとおり

3 審議依頼事項等

(1) 審議依頼事項の内容

コンビニ交付サービスの開始に伴い、保有する個人情報等を地方公共団体情報システム機構と通信回線による電子計算機の結合を行い提供することについて（野

田市個人情報保護条例第12条第2項)

(2) 個人情報を取り扱う事務及びそれを所掌する部課の名称

- ①住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付 市民生活部市民課
- ②個人住民税の課税・非課税証明書 企画財政部課税課

(3) 電子計算機の結合先

J-L I Sが整備・運営する証明書交付センター

(4) 電子計算機の結合を行うことが公益上特に必要があると認める理由

市民の利便性の向上と窓口混雑の緩和ができることからコンビニ交付サービスを実施する。コンビニ交付サービスを実施するにあたっては、J-L I Sが整備・運営する証明書交付センターシステムを介してコンビニ事業者のキオスク端末や証明書発行機により証明書の交付等を行う必要があるため、同システムに本市のシステムを接続するもの。

(5) 提供する個人情報の対象者の範囲及び項目

各証明書に記載される次の個人情報を画像イメージ情報に変換し、J-L I Sに提供する。

証明書の種類	対象者	証明の項目
住民票の写し	野田市に住所を有する者	氏名、生年月日、性別、世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、本籍及び戸籍筆頭者の氏名、住民となった年月日、住民及び住所及び一の区域内において新たに住所を変更した者についてはその住所を定めた年月日、新たに区域内に住所を定めた旨の届出の年月日、従前の住所、国籍・地域、住民基本台帳法第30条の45に定める外国人住民の区分、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カード・特別永住者証明書の番号、通称、氏名のカタカナ表記、個人番号
印鑑登録証明書	野田市に住所を有し、かつ、印鑑登録を受けた者	印影の写し、氏名、生年月日、住所
戸籍全部(個人)事項証明書	野田市に本籍を有する者	本籍及び戸籍筆頭者の氏名、生年月日、戸籍に入った原因及び年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄、養親の氏名及び養親との続柄、夫

		又は妻である旨、従前の戸籍の本籍及び筆頭者の氏名、その他総務省令で定める事項
戸籍の附票	野田市に本籍を有する者	本籍及び戸籍筆頭者の氏名、附票に記録されているものの名、住所、住定日
個人住民税の課税・非課税証明書	野田市に住所を有する課税対象者	賦課期日日氏名、賦課期日日住所、課税年度、合計所得金額、課税額、所得の種類及び金額、控除の種類及び金額、課税標準額の種類及び金額

(6) 電子計算機の結合を行うに当たり講じるセキュリティ対策について

①システム上のセキュリティ対策

- ア システム内の通信については、専用の回線を利用することに加え、通信内容を暗号化することで、通信の安全性を確保する。
- イ 証明書の発行後、キオスク端末内の証明内容データは完全に消去されるため、キオスク端末及び証明書発行センターでは、証明内容データの状況を蓄積しない。

②発行される証明書に施されるセキュリティ対策

- ア 証明書の両面に、コピー防止対策として「けん制文字」が施される。コピーした証明書には「複写」という文字が浮き上がる技術が用いられている。
- イ 証明書の裏面に、改ざん防止処理が施される。交付された証明書の裏面をスキャナで読み取り、問合せサイトを通じて、内容が改ざんされていないかを確認することができる。
- ウ 証明書の裏面に「偽造防止検出画像」が印刷され、画像確認機器を利用することで、その証明書が真正かどうかを確認することができる。

③コンビニ店舗におけるセキュリティ対策

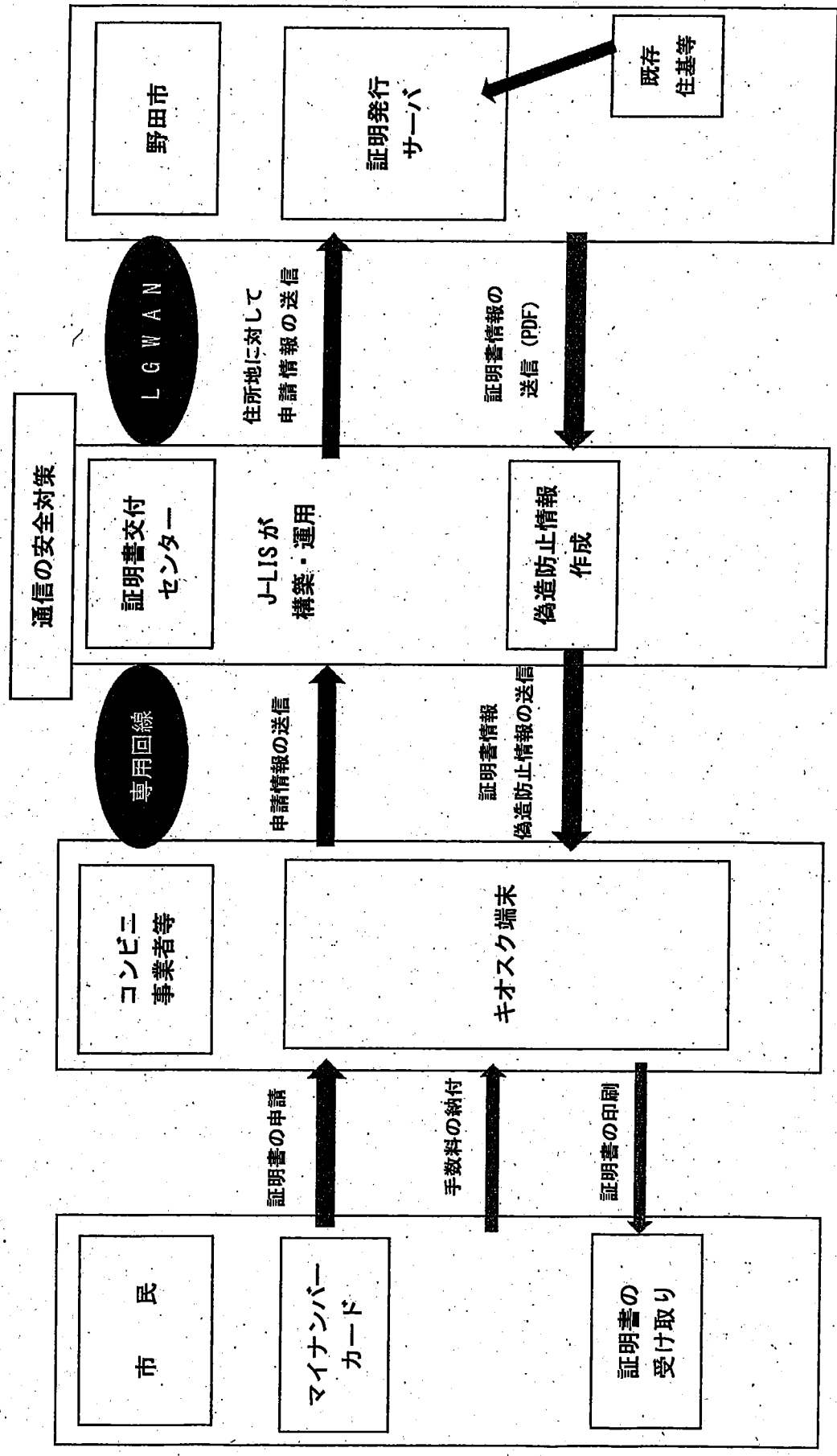
- ア 証明書交付センターとの接続に当たり、J-LISとの契約に基づき、個人情報取扱責任者を選定し、個人情報保護の徹底が図れるよう従業員等に対する教育訓練及び各種安全対策を実施する。
- イ キオスク端末からは、証明書のデータが印刷後に自動的に消去される仕組みとする。
- ウ 施錠等によりコンビニ事業者の従業員等にはプログラムを操作できない措置を施す。
- エ 申請から交付までのすべての手続は、手数料の支払いを含め、他人の目に触れず手続を行うことで、従業員等が介在しないようにする。
- オ キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の置き忘れを防止する。万一取り忘れがあった場合は、コンビニ事業者の従業員が対応し、原則遺失物として所轄の警察署に届出を行う。

④ 結合先（J-LIS側）における措置

- ア 個人情報保護基本方針、情報セキュリティ基本方針を策定し、これらに基づき個人情報の適切な管理運用を行う。
- イ 証明書交付センターシステムのサーバはセキュリティの確保されたデータセンターに設置し、データセンターの入室室管理を厳格に行う。
- ウ 証明書交付センターシステムには証明書のデータを保存しない仕組みとする。

コンビニ交付サービスのイメージ

別紙



令和元年9月6日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市教育委員会

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	学校給食費徴収管理事務
届出部課等の名称	学校教育部 学校教育課
変更年月日	令和元年10月1日
変更の理由	事務の一部を外部に委託するため。
変更内容	1 外部委託等の欄中「外部委託」を加える。 2 収集項目に「収入・支出」「資産」「税情報」「滞納の状況」を加える。
備考	変更内容の2については、従前の登録簿に記載が漏れていたもの。

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通	□個別
実施機関の名称		教育委員会	届出部課等の名称		学校教育部学校教育課
関係課等の名称		野田市立幼稚園、小学校及び中学校			
届出年月日		平成13年4月1日	開始年月日	平成15年4月1日	最終変更年月日 令和元年9月6日
事務の名称		学校給食費徴収管理事務			
事務の目的		学校給食法第11条第2項の規定に基づく給食経費の保護者負担の観点から、給食費の徴収及び管理を行うもの。			
事務の概要		園児及び児童生徒の保護者より給食申込書の提出を受け、給食費を徴収し、給食を提供する。給食費に滞納がある場合は、督促及び納付相談等を行う。			
対象者		公立幼稚園、小学校及び中学校の園児及び児童生徒並びにその保護者			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input checked="" type="checkbox"/> 滞納の状況 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関(児童家庭部児童家庭課) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input type="checkbox"/> その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童手当法施行規則 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input checked="" type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称：児童手当支給事務 主な提供項目(給食費滞納額、氏名、住所、生年月日) <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関(児童家庭部児童家庭課) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
外部委託等		<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(□クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 永年 常用 <input checked="" type="checkbox"/> その他(1年。ただし、滞納がある場合においては、督促の必要がなくなってから3年)			

令和元年9月6日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市教育委員会

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	学校給食費未収金管理回収に関する事務
届出部課等の名称	学校教育部 学校教育課
委託開始年月日	令和元年10月1日
委託する事務	1 滞納者に対する督促業務 2 滞納額及び入金額の管理
個人情報を保護するための措置	委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。
備考	

学校給食費未収金管理回収業務

目 的 学校給食費について、長期的な滞納が続く一部の未納世帯への督促を見直し、より効果的な滞納対策を講じるため、法律知識を有する法律事務所へ督促業務を委託し、法的措置の前段階として、滞納者の資力に応じた段階的な督促を実施することを目的とする。

委託先 弁護士法人ライズ綜合法律事務所 代表弁護士 田中泰雄
所在地 埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5階

委託内容 (手順)

- ① 野田市は、法律事務所へ、対象債権データを渡す
【データの渡し方】契約時の1回のみを予定
「可搬記録媒体等外部持ち出し申請書兼申請書兼返却報告書」記載し、情報セキュリティ管理者（課長）の許可を得る
⇒債権データを可搬記録媒体（CD）へ格納し、法律事務所へ手渡し
【提供する情報】
 - ・債務者の基本情報（氏名、住所、生年月日、連絡先、滞納額等）
 - ・給食受給者の基本情報（氏名、住所、生年月日、学校名等）
- ② 督促開始
 - ア 文書通知
受託通知 → 督促状 → 催告書 → 最終催告書 → 最終通告書
 - イ 架電督促（状況判断により、SMS 連絡実施も可）
- ③ 債権者が、法律事務所へ給食費を振込
- ④ 法律事務所は、債権者ごとに正確な入金管理を行う
（直接、野田市や学校へ入金があった場合は、野田市が速やかに法律事務所へ報告）
- ⑤ 法律事務所は、納入された給食費を、速やかに野田市へ振込し、電話にて報告
- ⑥ 法律事務所は、回収実績報告（入金明細書及び精算書）及び請求書を、翌月5営業日までに野田市へ提出
- ⑦ 野田市は、請求書を受け取ってから30日以内に、法律事務所へ請求金額を支払う
- ⑧ 契約終了後 法律事務所は、野田市へ可搬記録媒体（CD）を返還し、データを適切に廃棄

別記 個人情報の保護に関する事項

発注者から個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を受託した受注者は、当該契約による業務の処理に当たっては、次の事項を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならないものとする。

なお、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）の規定に違反する行為には、罰則が科せられる。

1 秘密の保持

(1) 受注者は、当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 事務従事者への周知

受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項の周知を図らなければならない。

(3) 漏えい、滅失及びき損の防止

受注者は、当該契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 再委託の禁止

受注者は、当該契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

3 個人情報の目的外利用・提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、当該契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

4 個人情報の管理

受注者は、当該契約において利用する個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室の管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

5 事故発生時等の対応

受注者は、当該契約に関し個人情報の漏えい等の事故（野田

市個人情報保護条例違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

6 定期報告及び緊急時報告

受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

7 立入検査等に関する事項

発注者は、当該契約に係る個人情報の取扱いについて、当該契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

発注者は、上記の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は当該契約業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

8 資料等の返還等

受注者は、当該契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すとともに、すべての個人情報が記録された資料等を返還したことの確約書を提出するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

9 電子情報の授受及び搬送

受注者は、個人情報が記録された記録媒体を発注者との間で授受する場合は、手渡しで行わなければならない。

受注者は、発注者から貸与され、又は作成した個人情報が記録された記録媒体を搬送する場合は、盗難を防止する対策を講じなければならない。

受注者は、当該記録媒体を硬質のケースに入れる等、記録媒体を物理的に保護するための対策を講じなければならない。

10 受注者における電子情報の保管及び廃棄

受注者は、発注者から貸与され、又は作成した個人情報が記録された記録媒体を、適切に管理しなければならない。

受注者は、個人情報が記録された記録媒体を廃棄する場合は、当該媒体に記録された情報資産をいかなる方法によっても復元できないよう破壊又は消去する等、情報漏えいのないよう処理するとともに、処理日時、担当者及び処理内容を発注者に報告しなければならない。

受注者は、端末機等の情報機器を貸借期間終了及び保守等により交換又は廃棄する場合は、当該機器のハードディスク等に記録された個人情報をいかなる方法によっても復元できないよう破壊又は消去する等、情報漏えいのないよう処理するとともに、処理日時、担当者及び処理内容を発注者に報告しなければならない。

11 個人情報保護マニュアルの遵守

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、取り扱う個人情報の取得、利用又は提供の方法などを定めた、個人情報保護に関するマニュアル（以下「個人情報保護マニュアル」という。）を遵守しなければならない。

12 従業者に対する教育の実施

受注者は、個人情報保護マニュアルに基づき従業者（派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。）に対して個人情報に関する教育を実施し、個人情報の保護に努めなけれ

ばならない。

1.3 派遣労働者等の利用時の措置

受注者は、当該契約業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

1.4 個人情報の責任者及び取扱者

受注者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、不正利用又はき損の防止その他の個人情報を安全に管理するため、個人情報を取り扱うことができる者（以下「取扱者」という。）を制限し、さらに取扱者を監督する責任者を選任しなければならない。

1.5 契約解除

発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する契約の全部又は一部を解除することができる。

受注者は、上記の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

1.6 損害賠償

受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記 情報セキュリティ特記事項

1 基本事項

この契約又は協定等（以下「契約等」という。）により、野田市（以下「発注者」という。）から業務の委託又は指定管理者の指定等を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約等による業務を行うに当たり、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）及び別記個人情報の保護に関する事項により個人情報を適正に取り扱うとともに、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 定義

この情報セキュリティ特記事項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することをいう。
- (2) 行政情報 この契約等による業務を行うに当たり、発注者から提供された情報及び新たに作成又は取得した情報（野田市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報を含む。）をいう。
- (3) 情報システム この契約等による業務を行うに当たり、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体等で構成され、これらの一部又は全体で業務処理を行う仕組みをいう。
- (4) 記録媒体 行政情報の記録及び管理に使用される磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク等をいう。
- (5) 情報資産 行政情報及び情報システムをいう。

3 野田市情報セキュリティポリシー等の遵守

受注者は、この契約等による業務に係る情報資産の取扱いについては、野田市情報セキュリティポリシーに加え、この情報セキュリティ特記事項及び仕様書等において定められている情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

4 組織体制

受注者は、この契約等による業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に掲げる事項について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ連絡しなければならない。

- (1) 情報セキュリティに係る責任体制
- (2) 情報資産の取扱部署及び担当者
- (3) 通常時及び緊急時の連絡体制

5 秘密の保持

- (1) 受注者は、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受注者は、この契約等による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならないこと及びその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

6 業務目的以外の利用等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

7 複写及び複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

8 情報資産の受渡し

この契約等による業務に係る情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し行うものとする。

9 厳重な保管及び搬送

受注者は、この契約等による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

10 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、この契約等による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾を得て情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この情報セキュリティ特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

1.1 事故発生時の報告義務

受注者は、この契約等による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1.2 調査等の実施

- (1) 発注者は、この契約等による業務に係る受注者の情報セキュリティの運用状況に関し定期的に報告を求め、必要に応じて業務履行場所への立入調査及び監査（以下「調査等」という。）を行うことができるものとする。
- (2) 受注者は、発注者から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。
- (3) 発注者は、第1項による業務履行場所への調査等による確認の結果、受注者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めるときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。
- (4) 受注者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

1.3 情報資産の返還又は処分

受注者は、この契約等が終了し、又は解除されたときは、この契約等による業務に係る情報資産を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

1.4 特記事項に違反した場合の契約等解除及び損害賠償

発注者は、受注者がこの情報セキュリティ特記事項に違反していると認められたときは、契約等の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

1.5 違反事実等の公表

受注者が、この情報セキュリティ特記事項に違反し、契約等を解除された場合や情報セキュリティインシデントが発生した場合、発注者は、受注者の名称及び事実内容等を公表することができる。

1.6 実施責任

受注者は、受注者内における情報資産の情報セキュリティ対策を明確にし、発注者が求めた際には速やかに報告しなければならない。

1.7 従事者に対する教育の実施

受注者は、情報資産を取り扱う業務の従事者に対し、情報セキュリティに関する教育を実施し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

1.8 その他

受注者は、1から17までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

令和元年9月6日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市教育委員会

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

<p>事務の名称</p>	<p>1 野田公民館の利用に関する事務 (変更後の名称:生涯学習センターの利用に関する事務)</p> <p>2 野田公民館小ホール(樺のホール)の利用に関する事務 (変更後の名称:生涯学習センター小ホール(樺のホール)の利用に関する事務)</p> <p>3 野田公民館各種講座の受講に関する事務 (変更後の名称:生涯学習センター各種講座の受講に関する事務)</p>
<p>届出部課等の名称</p>	<p>生涯学習部 生涯学習課</p>
<p>変更年月日</p>	<p>令和元年10月1日</p>
<p>変更の理由</p>	<p>野田公民館と中央コミュニティ会館を統合し、生涯学習センターとすることに伴うもの。</p>
<p>変更内容</p>	<p>1 野田公民館の利用に関する事務に係る変更内容</p> <p>(1) 事務の名称を「生涯学習センターの利用に関する事務」とする。</p> <p>(2) 事務の目的を「市民等の教養・知識の向上を図るため野田公民館を貸し出すもの。」から「市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図るため生涯学習センターを貸し出すもの。」に変更する。</p> <p>(3) 事務の概要の欄及び対象者の欄中の「野田公民館」を「生涯学習センター」に変更する。</p> <p>(4) 収集項目のうち「学業・職業等」及び「団体に</p>

	<p>おける地位」を削る。</p> <p>2 野田公民館小ホール（樺のホール）の利用に関する事務に係る変更内容</p> <p>(1) 事務の名称を「生涯学習センター小ホール（樺のホール）の利用に関する事務」とする。</p> <p>(2) 事務の目的を「市民の文化の向上を図るため、演劇や講演会、発表会などに利用できる場を提供するもの。」から「市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図るため生涯学習センター小ホールを貸し出すもの。」に変更する。</p> <p>(3) 事務の概要を「利用希望者から利用申請書の提出及び利用料金の納入を受けた後、許可書を交付する。」から「生涯学習センター小ホールを利用しようとする者から利用申請書の提出を受け、審査を行い、許可したときは利用許可書を交付する。」に変更する。</p> <p>(4) 対象者を「野田公民館小ホール（樺のホール）利用者」から「生涯学習センター小ホール（樺のホール）を利用しようとする者」に変更する。</p> <p>3 野田公民館各種講座の受講に関する事務に係る変更内容</p> <p>事務の名称を「生涯学習センター各種講座の受講に関する事務」とする。</p>
備	考

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	教育委員会		届出部課等の名称	生涯学習部 生涯学習課	
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	H10.10.2	最終変更年月日	R1.9.6
事務の名称	生涯学習センターの利用に関する事務				
事務の目的	市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図るため生涯学習センターを貸し出すもの。				
事務の概要	生涯学習センターを利用しようとする者から利用申請書の提出を受け、審査を行い、許可したときは利用許可書を交付する。				
対象者	生涯学習センターを利用しようとする者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体名 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 ()			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> その他 ())			
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 常用 <input type="checkbox"/> その他 ()				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	教育委員会		届出部課等の名称	生涯学習部 生涯学習課	
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	H10.10.2	最終変更年月日	R1.9.6
事務の名称	生涯学習センター小ホール（櫛のホール）の利用に関する事務				
事務の目的	市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図るため生涯学習センター小ホールを貸し出すもの。				
事務の概要	生涯学習センター小ホールを利用しようとする者から利用申請書の提出を受け、審査を行い、許可したときは利用許可書を交付する。				
対象者	生涯学習センター小ホール（櫛のホール）を利用しようとする者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体名 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部（ ） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ）			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））			
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他（ ）				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		教育委員会		届出部課等の名称 生涯学習部 生涯学習課	
関係課等の名称					
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	H10.10.2	最終変更年月日 R1.9.6
事務の名称		生涯学習センター各種講座の受講に関する事務			
事務の目的		市民等の教養・知識の向上を図るため、講座を行うもの。			
事務の概要		講座の受講申込書の提出を受け、要件を審査し、受講の可否を伝える。 講座の際に出席の確認をする。			
対象者		講座受講者			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input type="checkbox"/> その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 ()) (<input type="checkbox"/> その他 ())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託 (クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他 ()			

令和元年9月10日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	保育所等入所事務 （変更後の名称：特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務）
届出部課等の名称	児童家庭部保育課
変更年月日	令和元年10月1日
変更の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年10月からの幼児教育・保育無償化のため、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）が改正されたことより、特定教育・保育施設の満3歳以上教育・保育認定子ども（※1）の保育料は無償化された一方で、その副食費（※2）について、原則保護者の実費負担とし、低所得者等については徴収免除（※3）することとなったため、免除に係る事務等を追加するもの。 2 また、本事務は、子ども・子育て支援制度に移行した幼稚園（公立幼稚園含む）等も対象となるため、事務の名称も変更するもの。 3 以上の法令改正への対応とあわせて、公立の幼稚園、保育所については、市独自で主食費（※4）についても、低所得者等の徴収免除を行うため、免除に係る事務を追加するもの。

<p>変 更 内 容</p>	<p>1 事務の名称を「保育所等入所事務」から「特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務」に変更する。</p> <p>2 実施機関の名称に「教育委員会」を、関係課等の名称に「学校教育部学校教育課」を加え、区分を「個別」から「共通」に変更する。</p> <p>3 事務及び概要 別紙新旧対照表のとおり、副食費の徴収免除（全ての特定教育・保育施設の満3歳以上教育・保育認定子ども）、及び主食費の徴収免除（直営の公立保育所及び公立幼稚園の満3歳以上教育・保育認定子ども）に係る事務を追加するとともに用字用語を改める。</p> <p>4 対象者を「<u>保育所等利用を希望する児童、その保護者及び同居の祖父母等</u>」から「<u>特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用を希望する児童、その保護者及び同居の祖父母等</u>」に変更する。</p>
<p>備 考</p>	<p>※1 「満3歳以上教育・保育認定子ども」とは、1号（教育）認定を受けた子ども、又は2号（保育）認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもを除いたものをいう。（内閣府令第2条第12号）。</p> <p>※2 「副食費」とは、おかず、おやつ、牛乳、お茶等の食材料費のことをいう。</p> <p>※3 「徴収免除」となる低所得者等とは、以下の者のことをいう（内閣府令第13条第4項第3号）。</p> <p>イ 保護者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満（1号（教育）認定の場合）又は57,700円未満（2号（保育）認定の場合）の者</p> <p>ロ 第3子以降</p> <p>※4 「主食費」とは、ごはん、パン、麺等の食材料費のことをいう。</p>

事務の目的部分の新旧対照表

変更前	変更後
<p>子ども・子育て支援法に基づく</p> <p><u>支給認定、</u></p> <p><u>並びに児童福祉法に規定する保育所、認定こども園、及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（従業員枠を除く。））</u> <u>（以下「保育所等」という）の利用調整</u></p> <p>及び決定、保育料の決定、</p> <p>並びに入所後</p> <p>に必要な事務及び子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境で保育を行うため。</p>	<p>子ども・子育て支援法に基づく</p> <p><u>教育・保育給付認定、</u></p> <p><u>特定教育・保育施設及び地域型保育事業による保育の利用調整（事業所内保育事業の従業員枠を除く。）</u></p> <p>及び決定、保育料の決定、</p> <p><u>給食費（副食費及び主食費。満3歳以上教育・保育給付認定子どもに限る。）に関する事務</u></p> <p>並びに利用後</p> <p>に必要な事務及び子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境で保育を行うため。</p>

事務の概要部分の新旧対照表

変更前	変更後
<p>1 保育所等の利用を希望する児童の保護者（以下、「保護者」という。）は、市に対し、教育・保育の必要性・必要量の認定（以下「支給認定」という。）を受けるための申請書及び保育所等の利用の申込書を提出する。</p>	<p>1 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用を希望する保護者（以下、「保護者」という。）は、市に対し、教育・保育の必要性・必要量の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を受けるための申請書及び保育の利用を希望する場合（事業所内保育事業の従業員枠を除く。）は、申込書を提出する。</p>
<p>2 市は、保育の支給認定及び保育所等の利用の可否を決定する。</p>	<p>2 市は、教育・保育給付認定の可否を決定し、保護者に通知する。</p>
	<p>3 市は、教育・保育給付認定を行った保護者のうち、利用調整を行った保護者について、利用の可否を決定し、保護者に通知する。</p>
<p>3 市は、保育所等の利用の決定を受けた保護者に関する家族情報、収入、市町村民税の課税状況を確認し、保育料を決定する。</p>	<p>4 市は、利用の決定を受けた保護者（施設から利用の決定を受けた保護者も含む）に関する家族情報、収入、市町村民税の課税状況を確認し、保育料を決定し、保護者に通知する。 （公立保育所については、延長保育料についても決定し、保護者に通知する。）</p>
	<p>5 市は、4の情報により、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費の徴収免除対象者を決定し、保護者に通知する。</p>
	<p>6 市は4の情報により、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る直営の公立保育所及び公立幼稚園の主食費の徴収免除対象者を決定する。</p>
	<p>7 市は、直営の公立保育所及び公立幼稚園を利用する保護者に対し、給食費（副食費及び主食費）の額及び徴収額を通知する。</p>
<p>4 市は、保護者に対し、2及び3において決定した旨を通知する。</p>	<p>8 市は、特定教育・保育施設及び地域型保育事業者に対し、在籍する子どもについての2及び4について通知し、5及び6の徴収免除対象者を通知する。</p>

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通	□個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	児童家庭部保育課		
関係課等の名称	学校教育課				
届出年月日	H18.4.19	開始年月日	S48.4.1	最終変更年月日	R1.9.10
事務の名称	特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務				
事務の目的	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、特定教育・保育施設及び地域型保育事業による保育の利用調整（事業所内保育事業の従業員枠を除く。）及び決定、保育料の決定、給食費（副食費及び主食費。満3歳以上教育・保育給付認定子どもに限る。）に関する事務並びに利用中に必要な事務及び子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境で保育を行うため。				
事務の概要	<p>1 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用を希望する保護者（以下、「保護者」という。）は、市に対し、教育・保育の必要性・必要量の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を受けるための申請書及び保育の利用を希望する場合（事業所内保育事業の従業員枠を除く。）は、申込書を提出する。</p> <p>2 市は、教育・保育給付認定の可否を決定し、保護者に通知する。</p> <p>3 市は、教育・保育給付認定を行った保護者のうち、利用調整を行った保護者について、利用の可否を決定し、保護者に通知する。</p> <p>4 市は、利用の決定を受けた保護者（施設から利用の決定を受けた保護者も含む）に関する家族情報、収入、市町村民税の課税状況を確認し、保育料を決定し、保護者に通知する。 （公立保育所については、延長保育料についても決定し、保護者に通知する。）</p> <p>5 市は、4の情報により、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費の徴収免除対象者を決定し、保護者に通知する。</p> <p>6 市は4の情報により、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る直営の公立保育所及び公立幼稚園の主食費の徴収免除対象者を決定する。</p> <p>7 市は、直営の公立保育所及び公立幼稚園を利用する保護者に対し、給食費（副食費及び主食費）の額及び徴収額を通知する。</p> <p>8 市は、特定教育・保育施設及び地域型保育事業者に対し、在籍する子どもについての2及び4について通知し、5及び6の徴収免除対象者を通知する。</p>				
対象者	特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用を希望する児童、その保護者及び同居の祖父母等				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（市民課、課税課、生活支援課、障がい者支援課、児童家庭課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（学校教育課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（他市区町村の住民基本台帳担当課、課税担当課、生活保護担当課、障がい担当課、児童扶養手当担当課） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（保護者の雇用主） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			

経常的な目的外 利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ）
	<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） (<input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ）) <input type="checkbox"/> その他（ ）
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (<input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 H18年3月31日
電子計算機結合	<input checked="" type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他（ ）

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	児童家庭部保育課		
関係課等の名称					
届出年月日	H18.4.19	開始年月日	S48.4.1	最終変更年月日	H30.9.3
事務の名称	保育所等入所事務				
事務の目的	子ども・子育て支援法に基づく支給認定、並びに児童福祉法に規定する保育所、認定こども園、及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（従業員枠を除く。））（以下「保育所等」という）の利用調整及び決定、保育料の決定、並びに入所後に必要な事務及び子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境で保育を行うため。				
事務の概要	1 保育所等の利用を希望する児童の保護者（以下、「保護者」という。）は、市に対し、教育・保育の必要性・必要量の認定（以下「支給認定」という。）を受けるための申請書及び保育所等の利用の申込書を提出する。 2 市は、保育の支給認定及び保育所等の利用の可否を決定する。 3 市は、保育所等の利用の決定を受けた保護者に関する家族情報、収入、市町村民税の課税状況を確認し、保育料を決定する。 4 市は、保護者に対し、2及び3において決定した旨を通知する。				
対象者	保育所等利用を希望する児童、その保護者及び同居の祖父母等				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（市民課、課税課、生活支援課、障がい者支援課、児童家庭課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（学校教育課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（他市区町村の住民基本台帳担当課、課税担当課、生活保護担当課、障がい担当課、児童扶養手当担当課） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（保護者の雇用主） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 H18年3月31日				

電子計算機結合	■有【第12条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 □2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の 保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他()

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について（概要）

1. 改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）について所要の改正を行うもの。

2. 改正概要

(1) 題名の改正

内閣府令の題名を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

(2) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第13条第4項関係）

幼児教育・保育の無償化に伴い、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに関する主食の提供に要する費用に加え、同号に掲げる小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用とする。ただし、次に掲げる者に要する費用については除くものとする。

なお、当該費用は施設型給付費等における加算として公費負担とする予定であり、令和元年度予算を踏まえ、別途、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）を改正する予定である。

① 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者及び同一世帯員に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるものに対する副食の提供

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円（第13条第4項第3号イ(1)関係）

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）を除く。以下同じ。） 57,700円（要保護者等にあつては、77,101円）（第13条第4項第3号イ(2)関係）

② 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するものに対する副食

の提供

ア 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。）負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者（第 13 条第 4 項第 3 号ロ(1)関係）

イ 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含み、特別利用教育を受ける者を除く。）負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者（第 13 条第 4 項第 3 号ロ(2)関係）

(3) 改正法による改正後の子ども・子育て支援法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める基準の新設（第 53 条から第 61 条まで関係）

① 子ども・子育て支援法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める基準は、第 2 章に定めるところによる。（第 53 条関係）

② 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。（第 54 条関係）

③ 利用料及び特定費用の額の受領

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（施設等利用費の対象から除外する子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項に規定する内閣府令で定める費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。（第 55 条第 1 項関係）

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。（第 55 条第 2 項関係）

④ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払を受ける際、施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。（第 56 条第 1 項関係）

イ アの場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。（第 56 条第 2 項関係）

⑤ 法定代理受領の場合の③・④の適用

子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による法定代理受領を受ける場合に、利用料の受領及び領収証の交付に関し「利用料の額」を「利用料の額から施設等利用費の額を控除して得た額」とし、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付先を「当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者」とする等の読替えを行う。(第57条関係)

⑥ 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。(第58条関係)

⑦ 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(第59条関係)

⑧ 秘密保持等

ア 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(第60条第1項関係)

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。(第60条第2項関係)

ウ 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。(第60条第3項関係)

⑨ 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。(第61条関係)

(4) 経過措置(附則第2項関係)

この府令の施行の日から起算して1年を超えない期間内に、この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「新運営基準」)に従い、又は参酌して定める子ども・子育て支援法第34条第2項又は第46条第2項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

(5) その他

改正法における略称の変更や条項ずれに伴う改正を行う。

3. 根拠条文

子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項及び第58条の4第2項

4. 施行期日等

公布日：令和元年5月下旬（予定）

施行日：令和元年10月1日

令和元年9月10日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	<p>保育所等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務</p> <p>（変更後の名称：特定教育・保育施設及び地域型保育事業における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務）</p>
届出部課等の名称	<p>児童家庭部 保育課</p>
変更年月日	<p>令和元年10月1日</p>
変更の理由	<p>令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、保護者の実費負担である副食費（おかず、おやつ等の食材料費）が、低所得者等については徴収免除することとなったことから、補足給付事業補助金の交付対象から給食費を除くとともに、保育所等施設に係る用語を整理するもの。</p>
変更内容	<p>1 事務の名称</p> <p>「<u>保育所等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務</u>」を「<u>特定教育・保育施設及び地域型保育事業における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務</u>」に変更する。</p> <p>2 事務の目的</p> <p>「<u>保育所等に在籍する児童の保護者が負担する給</u></p>

	<p>食費、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等に対し、補助金を交付する。」を「<u>特定教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する児童の保護者が負担する日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等に対し、補助金を交付する。</u>」に変更する。</p> <p>3 事務の概要及び対象者中「保育所等（認可保育所、幼稚園、地域型保育事業）に在籍する児童」を「<u>特定教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する児童</u>」に変更する。</p>
備	考

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別		
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		児童家庭部保育課	
関係課等の名称							
届出年月日		H28.2.24		開始年月日		H28.2.25	
				最終変更年月日		R1.9.10	
事務の名称		特定教育・保育施設及び地域型保育事業における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務					
事務の目的		特定教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する児童の保護者が負担する日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等に対し、補助金を交付する。					
事務の概要		市は、特定教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する児童のうち、交付対象である生活保護世帯又は中国残留邦人等の支援給付世帯に属する児童の保護者に対し補助金の申請に関する通知を行う。 補助金の交付を希望する者は、市に対し、野田市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書を提出し、市は申請者に対し補助金の交付決定をし申請者が指定した口座に補助金を支払う。					
対象者		特定教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する児童の保護者のうち、生活保護世帯又は中国残留邦人等の支援給付受給世帯に属する者					
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係					
	上記以外の項目	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____					
収集先	要配慮個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(生活支援課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()					
	上記以外の項目	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称: _____ <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認: _____年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称: _____ 主な利用項目()					
	上記以外の項目	<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称: _____ 主な提供項目() <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他()					
外部委託等	要配慮個人情報	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】					
	上記以外の項目	<input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称: _____ <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認: _____年 月 日					
電子計算機結合	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 _____年 月 日					
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称: _____ <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 _____年 月 日					

個人情報
保存期間

1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他 ()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		教育委員会		届出部課等の名称 学校教育部学校教育課	
関係課等の名称					
届出年月日		R1.9.13	開始年月日	R1.10.1	最終変更年月日
事務の名称		私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務			
事務の目的		子ども・子育て支援法第30条の11第1項第2号の規定による確認を受けた幼稚園(以下「私立幼稚園」という。)に在籍する子どもの保護者が負担する給食費に要する費用の一部に対し、補助金を交付する。			
事務の概要		1 市は、私立幼稚園に在籍する子どもの保護者に、補助金の交付申請書等を送付する。 2 補助金の交付を受けようとする者は、市に補助金の交付申請書を提出する。 3 市は、補助金の交付の可否を決定し、保護者にその可否を通知する。 4 市は、補助金交付決定者に対し、補助金を交付する。			
対象者		幼稚園に在籍する子どもの保護者のうち、次のいずれかに該当する者とする。 1 生活保護世帯に属する者 2 中国残留邦人等の支援給付受給世帯に属する者 3 里親である者 4 市町村民税非課税世帯に属する者 5 市町村民税所得割課税額が77,101円未満となる世帯に属する者 6 小学校3学年修了前子どもが同一世帯に3人以上いる者。			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部() <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関(課税課) <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) (<input type="checkbox"/> その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託(<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			

電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()

令和元年9月10日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人市県民税賦課事務 2 生活保護法施行事務 3 中国残留邦人等の支援給付等に関する事務 4 身体障害者手帳交付に関する事務 5 療育手帳交付に関する事務 6 精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務
届出部課等の名称	企画財政部課税課、保健福祉部生活支援課、保健福祉部障がい者支援課
変更年月日	令和元年10月1日
変更の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 「保育所等入所事務」から「特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務」への事務の名称変更に伴い各事務の「経常的な目的外利用」の欄にある事務の名称を変更するもの 2 「保育所等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務」から「特定教育・保育施設及び地域型保育事業における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務」への事務の名称変更に伴い、各事務の「経常的な目的外利用」の欄にある事務の名称を変更するもの 3 「私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務」の開始に伴い、個人市県民税の賦課情報を本人の同意に基づき、経常的に目的外提供するため。

<p>変 更 内 容</p>	<p>1 1～6までの各事務の「経常的な目的外利用」の欄内の「保育所等入所事務」を「特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務」に、2及び3の各事務の「保育所等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務」を「特定教育・保育施設及び地域型保育事業における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務」に変更する。</p> <p>2 「個人市県民税賦課事務」の「経常的な目的外利用・提供先」の欄に、「目的外提供有⇒利用する事務の名称：私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務」を、「主な提供項目」に「個人市県民税情報」を、目的外提供の理由に「2号（本人同意）」を加える。</p>
<p>備 考</p>	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 企画財政部課税課	
関係課等の名称					
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	S25.8.28	最終変更年月日 R1.9.10
事務の名称		個人市県民税賦課事務			
事務の目的		地方税に関する法令及び野田市税賦課徴収条例の定めるところによって、個人市県民税を賦課する。			
事務の概要		個人が提出する申告書（確定申告・市県民税申告）及び事業所等から提出される給与支払報告書を精査し、個人市県民税を賦課及び減免する事務。 課税・所得等に関する証明書の交付を希望するものから申請（電子回線で接続された端末機から個人番号カードに格納されている利用者証明用電子証明を使用して行うものを含む。）を受け証明書を交付する。			
対象者		市内に住所を有する（居住実態のある）個人又は、市内に事務所・事業所及び家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者。			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：地方税法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部（ _____ ） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ _____ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（税務署、市区町村 _____ ） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（所得税を徴収する義務のある者） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：地方税法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務 主な利用項目（個人市県民税情報 _____ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（ _____ ） { <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ _____ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） }			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	□共通 ■個別	
実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		保健福祉部 生活支援課
関係課等の名称					
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	S26.9.1	最終変更年月日 R1.9.10
事務の名称		生活保護法施行事務			
事務の目的		生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護制度の適正実施のため。			
事務の概要		生活保護制度の利用を希望する者から相談を受け、生活保護の申請を受け、保護の決定のための調査をし、保護の可否を決定し、必要な扶助を支給する。保護の決定後においても収入状況の申告、訪問調査その他の調査を行い、適正な給付を図る。また、就労の可能性のある被保護者に対する就労に向けた助言、指導を行う。			
対象者		制度の利用を希望する者			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input checked="" type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：生活保護法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(国保年金課、課税課、収税課、児童家庭課、保育課、障がい者支援課、高齢者支援課、介護保険課、営繕課) <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関(教育委員会) <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(国、県、他市区町村) <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(社会保険診療報酬支払基金、社会福祉協議会、日本年金機構、医療機関、医療保険者、金融機関、保険会社) <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：生活保護法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務 主な利用項目(生活保護関係情報) <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) <input type="checkbox"/> その他()			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		保健福祉部 生活支援課	
関係課等の名称							
届出年月日		H29.2.28		開始年月日		H20.4.1	
				最終変更年月日		R1.9.10	
事務の名称		中国残留邦人等の支援給付等に関する事務					
事務の目的		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を行うもの。					
事務の概要		支援給付を希望する者から申請を受け、審査し、給付する。給付等の決定後においても収入状況の申告その他の調査を行い、適正な給付を図る。					
対象者		中国残留邦人等及び特定配偶者					
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input checked="" type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____					
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（国保年金課、課税課、収税課、児童家庭課、保育課、障がい者支援課、高齢者支援課、介護保険課、営繕課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（教育委員会） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（国、県、他市区町村） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（社会保険診療報酬支払基金、社会福祉協議会、日本年金機構、医療機関、医療保険者、金融機関、保険会社） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <u>特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務</u> 主な利用項目（中国残留邦人等支援支給等関係情報） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）					
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <u>野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則</u> <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別	
実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		保健福祉部 障がい者支援課	
関係課等の名称						
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	S24.12.26	最終変更年月日	R1.9.10
事務の名称		身体障害者手帳交付に関する事務				
事務の目的		障がい者手帳の交付申請を受付し、交付が認められた場合、障がい者手帳を交付するもの。障がい者手帳は、一定の障がいのある人に対して各種サービスの支援を受けやすくするもの。				
事務の概要		身体障害者手帳交付申請書、医師の診断書及び意見書、身体障がい者の顔写真等をもって申請を受付し、千葉県に進達を行う。千葉県の判定において身体障害者手帳の交付が認められた申請者に対し、千葉県が作成した身体障害者手帳を、野田市を經由して交付する。 千葉県の判定において、交付が認められない場合も、その旨を、野田市を經由して通知する。				
対象者		申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助				
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部（ ） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（申請者） <input type="checkbox"/> その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務 主な利用項目（障がいの情報） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））				
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先		実際には、ほかに13の目的外利用・提供先がありますが、この資料では省略していません。				

外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (<input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 保健福祉部 障がい者支援課	
関係課等の名称					
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	S35.4.1	最終変更年月日 R1.9.10
事務の名称		療育手帳交付に関する事務			
事務の目的		障がい者手帳の交付申請を受付し、交付が認められた場合、障がい者手帳を交付するもの。障がい者手帳は、一定の障がいのある人に対して各種サービスの支援を受けやすくするもの。(知的障がいは、一貫した指導・相談を行うものです。)			
事務の概要		療育手帳交付申請書、顔写真等をもって、申請を受付し、18歳未満は柏児童相談所に進達し、18歳以上は知的障害者基礎調査票等を添付書類とし東葛飾障害者相談センターへ進達する。 千葉県(柏児童相談所又は東葛飾障害者相談センター)は、対象者について判定を行い、手帳交付を決定したときは療育手帳を、交付非該当と決定したときは療育手帳非該当通知書を野田市に送付する。 野田市は送付された療育手帳又は療育手帳非該当通知書について、記載内容等を確認のうえ申請者に交付する。			
対象者		申請者(障がい者、障がい児の場合、保護者)			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：千葉県療育手帳制度実施要綱 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部() <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(申請者) <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：千葉県療育手帳制度実施要綱 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務 主な利用項目(障がいの情報)			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他())			
経常的な目的外利用・提供先		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
		実際には、ほかに10の目的外利用・提供先がありますが、この資料では省略していません。			

外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (<input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 保健福祉部 障がい者支援課		
関係課等の名称						
届出年月日		H18.2.1	開始年月日	H18.4.1	最終変更年月日	R1.9.10
事務の名称		精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務				
事務の目的		障がい者手帳の交付申請を受付し、交付が認められた場合、障がい者手帳を交付するもの。障がい者手帳は、一定の障がいのある人に対して各種サービスの支援を受けやすくするもの。				
事務の概要		障害者手帳交付申請書、医師の診断書、顔写真等をもって申請を受付し、千葉県に進達を行う。千葉県の審査において、精神障がいの状態にあると認められた申請者に対し、千葉県が作成した精神障害者保健福祉手帳を、野田市を經由して交付する。千葉県の審査において、承認されない場合も、その旨を、野田市を經由して通知する。				
対象者		申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助				
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部（ ） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（申請者） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：特定教育・保育施設及び地域型保育事業利用事務 主な利用項目（障がいの情報）				
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））				
経常的な目的外利用・提供先	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称：子ども・子育て支援法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先	実際には、ほかに10の目的外利用・提供先がありますが、この資料では省略していません。					
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					

電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()

令和元年9月10日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	障害児通所給付費の支給決定等及び利用者負担額減額 ・免除等に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部 障がい者支援課
変更年月日	令和元年10月1日
変更の理由	令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、児童が3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した対象児童であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるもの（無償化対象通所児童）については、障害児通所給付費負担上限月額（利用者負担額）を0円と決定することとなるため。
変更内容	事務の概要を次のように改める。 「障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者からの申請を受け、介護を行う者の状況、障がい児の生活環境、障害児通所支援を利用する目的、障害児支援利用計画案等を勘案して給付費の支給の可否を審査し、支給決定した場合、障害福祉サービス受給者証を発行する。 支給決定した場合の障害児通所給付費負担上限月額（利用者負担額）を3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した対象児童であって、小学校就学の始期に達

	するまでの間にあるもの（無償化対象通所児童）については0円と決定し、無償化対象通所児童以外のものについては、対象児童が属する世帯の市町村民税所得割に応じて額を決定し、通知する。」
備	考

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		保健福祉部 障がい者支援課	
関係課等の名称						
届出年月日		H24.3.23	開始年月日	H24.4.1	最終変更年月日	R1.9.10
事務の名称		障害児通所給付費の支給決定等及び利用者負担額減額・免除等に関する事務				
事務の目的		18歳未満の障がい児が障害児通所支援を利用するにあたり、障害児通所支援の給付費の支給に関する支給決定の事務を行うもの。				
事務の概要		<p>障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者からの申請を受け、介護を行う者の状況、障がい児の生活環境、障害児通所支援を利用する目的、障害児支援利用計画案等を勘案して給付費の支給の可否を審査し、支給決定した場合、障害福祉サービス受給者証を発行する。</p> <p>支給決定した場合の障害児通所給付費負担上限月額（利用者負担額）を3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した対象児童であって、小学校就学の始期に達するまでの間にあるもの（無償化対象通所児童）については0円と決定し、無償化対象通所児童以外のものについては、対象児童が属する世帯の市町村民税所得割に応じて額を決定し、通知する。</p>				
対象者		申請者（利用児の保護者）、申請に係る障がい児				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法、野田市児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 障害児支援利用計画案（障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項）				
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（生活支援課、課税課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（他団体の市町村民税担当課） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（申請者） <input checked="" type="checkbox"/> その他（障害児相談支援事業者（障害児支援利用計画案）） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法、児童福祉法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：番号法により「障害者自立支援給付関係情報」 主な利用項目（児童福祉法に規定する給付の支給に関する情報等） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称：番号法により「障害児通所支援に関する情報」 主な提供項目（児童福祉法に規定する給付の支給に関する情報等） （ <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（子ども支援室、児童家庭課、生活支援課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（県、市町村） <input checked="" type="checkbox"/> その他（千葉県国民健康保険団体連合会、障害児相談支援事業者））				
目的外利用・提供の理由【第9条第1項】		<input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称：番号法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				

外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (<input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	<input checked="" type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法 _____ <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保 存 期 間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通	□個別
実施機関の名称	市長、教育委員会	届出部課等の名称	市政推進室		
関係課等の名称	収集した情報に関係する課等				
届出年月日	R1.9.3	開始年月日	R1.9.12	最終変更年月日	
事務の名称	市長と話そう(手紙編)に関する事務				
事務の目的	市長と話そう集会(市長が直接子供たちの率直な意見や話を聴くことにより、子供たちの将来のために今何をすべきかを考え、今後の施策に反映させていくための集会。以下「集会」という。)などのほかの人がいる前では言いにくいことや集会に出ていない子供たちの声を手紙によって聴き取り、今後の施策に反映しようとするもの。				
事務の概要	市長は、市長宛ての封筒と手紙を各学校の児童生徒に配布する。 児童生徒は、ほかの人がいる前ではいいにくいこと、相談したいこと、言いたいこと(意見等)などを記入し、ポストに投函する。 手紙を受け取った市長は、手紙に対する返事をするとともに、必要に応じて関係部局の職員に対し、意見等への対応を指示する。				
対象者	意見等の記入者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 学校名 <input checked="" type="checkbox"/> 学年 <input checked="" type="checkbox"/> 意見等の内容 <input type="checkbox"/>			
収集先	収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部() <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他() 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() { <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他() }			
外部委託等	外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託(□クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
	電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間	1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 5年 10年 永年 常用 その他()				

しちょう はな てがみへん
市長と話そう (手紙編)

この手紙は、みんなが楽しく安全な生活を送ることができるようにするために、市長と話そう集会のみんながいる前では言いにくいこと、相談したいことや、言いたいことなどを自由に書いてください。

の だしちょう すずき ゆう
野田市長 鈴木 有

※書ききれない場合は、裏に書いてください。

なまえ がっこうめい だんじょ べつ がくねん じゅうしよ か
 名前、学校名、男女の別、学年、住所を書いてください。

なまえ 名前		がっこうめい 学校名		おとこ おんな ねん くみ 男・女 年 組
じゅうしよ 住所				

※一緒に配った封筒に入れて、郵便ポストに入れてください。(切手は貼らなくても大丈夫です。)

令和元年7月31日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部生活支援課
変更年月日	令和元年8月1日
変更の理由	<p>災害弔慰金支給等に関する法律の一部を改正する法律により、同法の第16条に市町村の調査権限が新たに規定されたことによるもの。</p> <p>市町村が、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況を把握できるようにすることで、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能とするためのもの。</p>
変更内容	<p>1 事務の概要に「この決定の判断の際必要があるときは貸付けを受けた者又は貸付に係る保証人の所得に関する情報（個人市県民税情報）を収集することがある。」を加える。</p> <p>2 収集先に「実施機関内部（課税課）」、「他の官公庁（他団体の課税当局）」を加える。</p>
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称		保健福祉部 生活支援課	
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	S51.4.1	最終変更年月日	R1.7.31
事務の名称	災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務				
事務の目的	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯に災害援護資金の貸付けを行い、並びに災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没した世帯に対して見舞金を交付するもの。				
事務の概要	<p>1 災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害見舞金の交付 自然災害により死亡した市民若しくは障がいを受けた市民又は災害により住宅に被害を受けた世帯に係る情報を対象者からの申出等により収集し、当該対象者から被災したことが分かる書類や遺族であることを証する書類等を提出させ、又は消防や警察に対して報告を求め、支給等の可否について審査し、決定し、支給又は交付する。</p> <p>2 災害援護資金の貸付け 自然災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主であって、災害援護資金の貸付けを受けようとする者から申込みを受け、被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行い、貸付けの可否を決定し、貸し付け、償還金の支払を受ける。また、償還金の支払猶予又は免除を受けようとするものから申請を受け、支払猶予又は免除の可否を決定し、通知する。この決定の判断の際必要があるときは貸付けを受けた者又は貸付に係る保証人の所得に関する情報（個人市県民税情報）を収集することがある。</p>				
対象者	災害罹災者、災害により死亡した方の遺族、貸付にかかる保証人				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：災害弔慰金の支給等に関する法律 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 罹災の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（課税課、市民課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（消防長） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（警察、他団体の課税当局又は災害対应当局） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：災害弔慰金の支給等に関する法律、災害見舞金品交付要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ）			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））			

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要) ⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託(□クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理 ⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) ⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の 保存期間	1年 3年 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 永年 常用 その他 ()

災害見舞金の概要

○ 「災害見舞金品交付要綱」 (昭和51年4月1日野田市告示第11号)

(1) 実施主体及び費用負担 野田市単独

(2) 対象 災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没した世帯

(3) 災害見舞金の額等

種類	災害の程度	対象	見舞金	見舞品	付記
災害見舞金	全焼、全壊 流出、埋没	住宅（共同住宅を含む。）	50,000円	状況に応じ毛布等を給する。	住宅等の一部焼損は除く。
		独身社員寮及び寄 宿舎等	1人につき 2 0,000円		
	半焼、半壊 半流出 半埋没	住宅（共同住宅を含む。）	20,000円		
		独身社員寮及び寄 宿舎等	1人につき 1 0,000円		
床上浸出	住宅（共同住宅を含む。）	20,000円			
	独身社員寮及び寄 宿舎等	1室につき 5,000円			
弔慰金	1人につき 50,000円				
傷害見舞金	入院2週間以上と診断された者	1人につき 10,000円			

備考 共同住宅が単独世帯であるときは、独身社員寮及び寄宿舍等の項を適用する。

災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)

災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村(特別区を含む)
- (2) 対象災害 自然災害
- ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族
- ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額
- ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
- イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
- (4) 支給額
- ア. 生計維持者 250万円
- イ. その他の者 125万円
- (5) 費用負担 1に同じ

厚生省 HP から引用

災害援護資金の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭48法82)

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	┌───┐ 250万円	┌──────────┐ 270万円 (350)	└──────────┘ 350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円(250)			
④住居の全壊	250万円(350)			
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。	

- (6) 利率 保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年3%以内
- (7) 据置期間 3年(特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年(据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦、月賦償還
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

厚労省HPから引用(一部修正)

令和元年7月31日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	個人市県民税賦課事務
届出部課等の名称	企画財政部課税課
変更年月日	令和元年8月1日
変更の理由	「災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務」において、個人市県民税の賦課情報を法令に基づき経常的に利用するため。
変更内容	「個人市県民税賦課事務」の「経常的な目的外利用・提供先」の欄に、「目的外利用有⇒利用する事務の名称：災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務」を、「主な提供項目」に「個人市県民税情報」を、目的外提供の理由に「1号（法令等の名称：災害弔慰金の支給等に関する法律）」「2号（本人同意）」を加える。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長		届出部課等の名称	企画財政部課税課	
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	S25.8.28	最終変更年月日	R1.7.31
事務の名称	個人市県民税賦課事務				
事務の目的	地方税に関する法令及び野田市税賦課徴収条例の定めるところによって、個人市県民税を賦課する。				
事務の概要	個人が提出する申告書（確定申告・市県民税申告）及び事業所等から提出される給与支払報告書を精査し、個人市県民税を賦課及び減免する事務。 課税・所得等に関する証明書の交付を希望するものから申請（電子回線で接続された端末機から個人番号カードに格納されている利用者証明用電子証明を使用して行うものを含む。）を受け証明書を交付する。				
対象者	市内に住所を有する（居住実態のある）個人又は、市内に事務所・事業所及び家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者。				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：地方税法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部（ ） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（税務署、市区町村） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（所得税を徴収する義務のある者） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：地方税法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：災害罹災者に対する弔慰金等に関する事務 主な利用項目（個人市県民税情報） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） [<input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）]			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称：災害弔慰金の支給等に関する法律 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先	実際には、ほかに74の目的外利用・提供先がありますが、資料が膨大になるため、ここでは省略しています。				
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input checked="" type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				

電子計算機結合	■有【第12条第1項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：番号法 ■2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 平成31年3月29日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 <input type="text" value="その他 (7年)"/>

令和元年9月13日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	野田市環境基本計画策定に関する事務
届出部課等の名称	環境部環境保全課
委託開始年月日	令和元年10月1日
委託する事務	環境に関するアンケート調査
個人情報を保護するための措置	<p>アンケート調査に使う個人情報は、あらかじめ野田市が対象者を抽出し、宛名ラベルを作成したものを受託者に提供するのみで、データが受託者の手元に残らないようにした。</p> <p>また、委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。</p>
備考	

○野田市環境基本計画策定業務委託仕様書

第1章 総則

1. 本仕様書は、令和元年度に野田市（以下「発注者」という。）が実施する環境基本計画策定業務の実施にあたり必要な事項を定めるものである。調査範囲および調査項目は次のとおりである。

(1) 調査範囲 野田市全域

(2) 調査項目 基本的事項の検討、環境基礎調査、アンケート調査の実施・集計

なお、状況に応じ細部については、発注者、受注者双方の協議の上決定するものとする。

2. 受注者は、すべて本仕様書に準じ、業務を実施しなければならない。

3. 受注者は業務の遂行において、一切の責任事項を処理するものとする。

4. 受注者は、主任技術者をもって秩序正しい業務を遂行するとともに、高度な知識を要する事項については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。また、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

5. 受注者に事故があるときは、野田市長の承認を受けて代理人を置くことができる。ただし、野田市長がその代理人を不相当と認めたときは、承認を取り消すことがある。

6. 受注者は、調査の実施に先立ち次の書類を提出し、監督員の承認を受けるものとする（各2通）。また、承認事項を変更しようとするときは、その都度監督員の承認を得るものとする。

(1) 実施計画書（緊急時の連絡体制を含む）

(2) 工程表

(3) 主任技術者及び現場責任者届

(4) 着手届

7. 受注者は、本受託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

8. 受注者は作業の実施にあたって、各種法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。

9. 受注者は本仕様書に記載のない事項および作業実施中に疑義を生じたときは、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。

10. 工期は、契約の日から令和2年3月31日までとする。

11. 受注者は、すべての作業において環境負荷を最小限にするよう、計画段階より配慮し、実行するものとする。

12. 本調査遂行にあたり、必要に応じて野田市の所有する資料を貸与する。この際、受注者は貸与時に借用書を提出しなければならない。

第2章 調査業務内容

1. 基本的事項の検討

国や県及び野田市が定める各種法令、条例及び諸計画を検証し、環境基本計画策定に必要な計画策定の背景、計画の位置づけ、計画の役割、計画期間、対象地域、対象主体、計画が対象とする環境の範囲等基本的事項を整理し、計画の全体像を明らかにする。

2. 環境基礎調査

環境基本計画を策定するに当たり、野田市の現状や特性を定量的に調査し、図表等に系統的に整理する。

(1) 資料等調査

野田市における自然環境や社会環境に関し、各種出版物や学術資料、文献、並びに野田市の統計資料や環境調査報告書、各種計画策定時に取得された既往調査資料等を収集し、必要な情報を抽出、整理する。

(2) 環境に関するアンケート調査

①調査対象と対象の抽出：市内在住の20歳以上の市民2,000名、市内に事務所を有する事業所300社、及び小中学生2,700名を対象にアンケート調査を実施する。調査対象の抽出は発注者が行い、宛名ラベルを受注者に提供する。

②アンケート票の作成、印刷：アンケート票の作成、印刷は受注者が実施する。

③発送：封筒は発注者が準備し、封入及び発送作業は受注者が実施する。発送、回収に係る郵送費は受注者の負担とする。

④アンケートの回収、集計：アンケートの回収は発注者が実施し、受注者に引き渡すものとする。集計作業は受注者が実施する。

(3) 関連計画等調査

国や県が定める法令や計画、あるいは野田市総合計画など市が定める諸計画との整合を図るため、必要な資料を収集し整理した上で、検証を実施する。

3. 報告書の作成

環境基礎調査結果や各種資料の整理結果を取りまとめ、環境基本計画基礎調査報告書を作成し、報告書に必要な資料を添えて2部納品するものとする。なお、原稿は電子ファイルで納品するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現して行くよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が配慮されるように努めるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ野田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定等に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

※ 収集した個人情報は年度内に廃棄するため、個人情報取扱事務の届出は不要だが、参考のため作成した。

参考

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	環境部環境保全課
関係課等の名称			
届出年月日	R1. ●. ●	開始年月日	R1. 10. 1
最終変更年月日			
事務の名称	野田市環境基本計画策定に関する事務		
事務の目的	野田市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する長期的な目標、環境の保全に関する施策の方向その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める野田市環境基本計画を策定するもの。		
事務の概要	野田市における自然環境や社会環境に関し、各種出版物や学術資料、文献並びに野田市の統計資料や環境調査報告書、各種計画策定時に取得された既往調査資料等を収集し、必要な情報を抽出し、整理するとともに、個人又は団体に対して環境に関するアンケート調査を行い、野田市の現状や特性を調査する。調査結果を基に計画を策定する。 (個人に対するアンケートの実施について個人情報を取り扱う。具体的には、市内在住の20歳以上の市民2,000人の住所及び氏名のデータを住民基本台帳から無作為に抽出し、宛名ラベルを作成し、封筒に貼付し、発送する。なお、アンケートは無記名である。)		
対象者	市民		
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日	
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(市民課)) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()	
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日	
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目()	
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他())	
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日	
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日		
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日		
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 <input checked="" type="checkbox"/> その他(1年未満で廃棄)		

市民アンケート（案1）



この用紙に回答をご記入のうえ、返信用封筒でご返送ください。

問1 あなたご自身について ①～⑥で該当するものをそれぞれ1つ選び印を付けてください。

- ① 性別 男性 女性
- ② 年代 18歳以上20歳代 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代 70歳代以上
- ③ 職業 農業 自営業 会社員・公務員 専業主婦(主夫)
 パート・アルバイト 学生 無職
 その他 []
- ④ 居住年数 3年未満 3年～5年未満 5年～10年未満 10年～20年未満
 20年～30年未満 30年～40年未満 40年～50年未満 50年以上
- ⑤ 住居種類 戸建て(持家) 分譲マンション 民間の賃貸住宅(戸建・マンション)
 公営の賃貸住宅 社宅・公務員住宅など給与住宅 その他
- ⑥ 居住地区 (※小学校の学区を参考にお答えください。)
- 野田地区(中央小、清水台小) 中地区(宮崎小、柳沢小) 南地区(南部小、山崎小、みずき小)
 川間地区(川間小、尾崎小) 東地区(東部小) 北地区(北部小、岩木小、七光台小)
 福田地区(福田第一小、福田第二小、ニツ塚小) 小間ヶ瀬地区(小間ヶ瀬小)
 関宿中地区(関宿中央小) 二川地区(二川小) 関宿地区(関宿小)

問2 あなた自身が関心のある環境問題について 次の中から5つ選び印を付けてください。

- 大気汚染 微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染
 河川や池などの水質汚濁や汚染 有害化学物質(ダイオキシンなど)による汚染
 自動車などの交通騒音・振動 事業場や近隣施設からの騒音・振動
 工場・事業場などからの悪臭 放射性物質による環境汚染
 熱帯林や野生生物種の減少 身近な動植物の生息・生育環境の問題
 水辺景観など自然景観の変化 開発等による自然の減少
 耕作放棄地や荒地の増大 空き家・空き地の増大と管理不足
 町並み景観、都市景観に関する問題 気候変動による豪雨など極端な現象の増加
 地球温暖化問題(二酸化炭素排出抑制) 太陽光発電など再生可能エネルギー活用問題
 節電など省エネやエネルギーの有効利用 ごみの不法投棄・ポイ捨てなど
 ごみの減量化・資源化 プラスチックごみの増加や分別・資源化など
 食品ロス問題や生ごみの減量 ごみ処理費用など環境保全経費の増加
 環境教育・環境学習機会の低下 地域の環境保全活動への参加者の減少





問3 野田市の環境の現状について

① 野田市全般の環境についてどう感じていますか。 1つ選び印をつけてください。

- 満足 やや満足 やや不満 不満 わからない

② 野田市全般の環境について、次の1～16の項目についてどう感じていますか。

それぞれの項目について、右の欄のあてはまるものを1つ選んで印をつけてください。	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
1 空気のきれいさ	0	0	0	0	0
2 川や池のきれいさ	0	0	0	0	0
3 まちの清潔さ	0	0	0	0	0
4 まちの静けさ	0	0	0	0	0
5 緑とのふれあい・豊かさ	0	0	0	0	0
6 水辺とのふれあい	0	0	0	0	0
7 土とのふれあい	0	0	0	0	0
8 野鳥等との親しみ	0	0	0	0	0
9 自然景観の楽しみ	0	0	0	0	0
10 町並みの美しさ・ゆとり	0	0	0	0	0
11 街路の快適さ	0	0	0	0	0
12 広場のゆとり	0	0	0	0	0
13 神社など文化財の豊かさ	0	0	0	0	0
14 バス・鉄道の公共交通機関の利便さ	0	0	0	0	0
15 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用	0	0	0	0	0
16 浸水など自然災害の少なさ	0	0	0	0	0
17 自治会などによる環境保全活動の活発さ	0	0	0	0	0

問4 野田市の望ましい環境像にふさわしい言葉 次の中から3つ選び印を付けてください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 人と自然とが共生するまち | <input type="checkbox"/> 緑豊かなまち |
| <input type="checkbox"/> 魅力ある産業と快適な環境のまち | <input type="checkbox"/> 広場や公園などが整備されたまち |
| <input type="checkbox"/> 歴史的・文化的環境のまち | <input type="checkbox"/> きれいな水（美味しい水も含む）のまち |
| <input type="checkbox"/> 美しい自然景観のまち | <input type="checkbox"/> 美しい町並みのあるまち |
| <input type="checkbox"/> すがすがしい空気のまち | <input type="checkbox"/> 快適な水辺環境のまち |
| <input type="checkbox"/> 環境にやさしい暮らしができるまち | <input type="checkbox"/> 安全・安心して暮らせる環境のまち |
| <input type="checkbox"/> 子どもたちが外で楽しく遊ぶまち | <input type="checkbox"/> みんなで環境を守り・育むまち |





問5 日常生活での環境にやさしい取り組み（行動）についてお聞きします。

次の1～18の取り組みについて、あなたはどのようしていますか。右の欄のあてはまるものを1つ選び印をつけてください。	いつも 取り組 んでいる	行うよ うが けている	今後も 行うつ もりは ない	わから ない・ 該当 しない
---	--------------------	-------------------	-------------------------	-------------------------

① エネルギーを大切に使うために

- 1 照明やテレビはこまめに消している 0 0 0 0
- 2 電気器具の主電源を切るなど待機電力を節電している..... 0 0 0 0
- 3 冷暖房の温度設定はこまめに行い、省エネしている 0 0 0 0
- 4 冷蔵庫は季節で温度調整し、食品を詰め過ぎないようにしている..... 0 0 0 0
- 5 車の利用を控え、自転車やバス・電車などを利用している..... 0 0 0 0
- 6 電気・ガソリンなどの使用状況をこまめにチェックしている..... 0 0 0 0

② 水資源を大切に使うために

- 7 お風呂は間をあげずに続けて入っている..... 0 0 0 0
- 8 水を流しっぱなしにしないなど、こまめに節水している..... 0 0 0 0
- 9 使い終わった油などは排水口に流さないでいる 0 0 0 0
- 10 洗剤などは環境にやさしいものを適量で使用している 0 0 0 0

③ ごみの減量化・資源化のために

- 11 買い物袋を持ち歩き、レジ袋や包装は断わっている 0 0 0 0
- 12 使い捨て商品は、なるべく買わないようにしている..... 0 0 0 0
- 13 不用品はリサイクル店やフリーマーケットに出し再利用している.... 0 0 0 0
- 14 リサイクル商品やエコマーク表示の商品を購入している 0 0 0 0
- 15 生ごみや食べ残しを出さないよう調理や料理を工夫している..... 0 0 0 0

④ まちの美化や生態系の保護のために

- 16 ごみは決められた日時と場所に収集に出している..... 0 0 0 0
- 17 家のまわりの美化や清掃をしている 0 0 0 0
- 18 除草剤や農薬、殺虫剤の使用を控え、使っても適量を心がける.. 0 0 0 0

問6 省エネや自然エネルギー設備について。

1から6のそれぞれの項目について、右の欄にあてはまるものを1つ選び印をつけてください。	導入し ている	導入を 予定	将来は導 入したい	将来も導 入しない	わから ない
---	------------	-----------	--------------	--------------	-----------

- 1 太陽光発電 0 0 0 0 0
- 2 太陽熱温水器..... 0 0 0 0 0
- 3 高効率給湯器（エコキュートやエコジョーズ等）..... 0 0 0 0 0
- 4 家庭用燃料電池（エネファーム、エコウィル等）..... 0 0 0 0 0
- 5 ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） 0 0 0 0 0
- 6 電気自動車など次世代自動車..... 0 0 0 0 0





問7 環境を良くしていく取り組みについてお聞きします。

① あなたは、市の環境保全等に関する計画などについて知っていますか。

それぞれの項目について右の欄のあてはまるものを1つ選び印をつけてください。	知っている 活用している	聞いたことがあ るが、知らない	知らないが 知りたい	知らない わからない
1 野田市環境基本計画.....	0	0	0	0
2 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）.....	0	0	0	0
3 生物多様性のだ戦略.....	0	0	0	0
4 野田市地球温暖化対策実行計画.....	0	0	0	0
5 野田市環境調査報告書（毎年度）.....	0	0	0	0
6 環境リーフレット.....	0	0	0	0

② これからの環境づくりに向け、どんなことを優先して取り組むべきと考えますか。
とくに優先して取り組む必要があると考える内容を5つ選び、印をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 大気汚染の防止 | <input type="checkbox"/> 河川や池などの水質汚濁や汚染の防止 |
| <input type="checkbox"/> 有害化学物質による汚染防止 | <input type="checkbox"/> 放射線量などのモニタリングの継続 |
| <input type="checkbox"/> 騒音・振動の防止 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場などからの悪臭防止 |
| <input type="checkbox"/> 水辺の自然や景観の保全 | <input type="checkbox"/> 身近な動植物の生息・生育環境の保全 |
| <input type="checkbox"/> 森林や農地の保全と管理 | <input type="checkbox"/> 特定外来種対策 |
| <input type="checkbox"/> 野生鳥獣被害対策 | <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の管理・環境保全対策 |
| <input type="checkbox"/> 市街地や住宅地、広場などの緑化 | <input type="checkbox"/> 省エネやエネルギーの有効利用の推進 |
| <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの活用 | <input type="checkbox"/> 地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応 |
| <input type="checkbox"/> ごみの減量化・資源化の推進 | <input type="checkbox"/> ごみの不法投棄・ポイ捨てなど |
| <input type="checkbox"/> 食品ロス対策や生ごみの減量化 | <input type="checkbox"/> プラスチックごみの減量とリサイクルの推進 |
| <input type="checkbox"/> 高齢世帯などのごみ収集体制の整備 | <input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動の促進 |
| <input type="checkbox"/> 環境教育・環境学習の推進 | <input type="checkbox"/> 周辺自治体との連携による環境保全対策 |
| <input type="checkbox"/> その他 [] | |

③ 環境保全活動への参加について、参加している活動に印をつけてください（複数可）。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 自然観察会や身近な生きもの調査 | <input type="checkbox"/> 学校や地域での環境教育・環境学習 |
| <input type="checkbox"/> 自治会や子供会などが行う資源回収 | <input type="checkbox"/> フリーマーケットなどリサイクル活動 |
| <input type="checkbox"/> 花いっぱい運動などの環境美化活動 | <input type="checkbox"/> 道路や公園などの清掃活動 |
| <input type="checkbox"/> 環境祭などの環境イベント | <input type="checkbox"/> 環境に関するボランティア団体で活動 |

質問は以上です。野田市の環境や環境基本計画について、ご意見などがありましたら、別紙「アンケート調査への協力お願い」の裏面の枠の中にお書き、この調査票と一緒に、同封の返信用封筒に入れて●月●●日（●）までにご投函してください。切手は不要です。
ご協力ありがとうございました。



令和元年9月26日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	家庭児童相談関係事務ほか13事務 (別紙一覧表のとおり)
届出部課等の名称	児童家庭部児童家庭課ほか6課 (別紙一覧表のとおり)
変更年月日	令和元年10月1日
変更の理由	<p>次のとおり行政組織等を見直すため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童家庭部児童家庭課児童相談係を児童家庭部子ども家庭総合支援課に格上げする。 2 児童家庭部人権・男女共同参画推進課の一部の事務を児童家庭部子ども家庭総合支援課に移管する。 3 上記1、2の変更に伴い登録簿を確認したところ、不要な記載があったため。(別紙一覧表の7の事務)
変更内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 別紙一覧表の1から6までの事務について届出部課等の名称欄を「児童家庭部児童家庭課」から「児童家庭部子ども家庭総合支援課」に変更する。 2 別紙一覧表の7の事務について届出部課等の名称欄を「児童家庭部人権・男女共同参画推進課」から「児童家庭部子ども家庭総合支援課」に変更する。 3 別紙一覧表の1及び4の事務について、収集先の欄中「人権・男女共同参画推進課」を削る。 4 別紙一覧表の6及び7の事務について、収集先の欄中「児童家庭課」を削る。

	<p>5 別紙一覧表の8及び9の事務について、関係課等の名称の欄中「人権・男女共同参画推進課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。</p> <p>6 別紙一覧表の10の事務について、関係課等の名称及び収集先の欄中「人権・男女共同参画推進課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。</p> <p>7 別紙一覧表の11の事務について、収集先の欄中「児童家庭課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。</p> <p>8 別紙一覧表の12の事務について、関係課等の名称の欄中「児童家庭課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。</p> <p>9 別紙一覧表の13の事務について、収集先の欄中「人権・男女共同参画推進課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。</p> <p>10 別紙一覧表の14の事務について、経常的な目的外利用・提供先の欄中「児童家庭部児童家庭課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。</p> <p>11 別紙一覧表の7の事務について、収集先の欄中「他の官公庁（裁判所）」を削る。</p>
備	考

○ 別紙一覧表

変更となる事務の名称	巻数簿の番号	(現行)届出部課等の名称	(新)届出部課等の名称	届出部課等の名称以外の変更内容
1 家庭児童相談関係事務	3800-003⇒3901-001	児童家庭部児童家庭課	児童家庭部子ども家庭総合支援課	収集先の欄中「人権・男女共同参画推進課」を削る。
2 助産施設及び母子生活支援施設入所に関する事務	3800-002⇒3901-002			なし
3 育児支援家庭訪問事業事務	3800-013⇒3901-003			なし
4 野田市要保護児童対策地域協議会要保護児童対策調整機関事務	3800-020⇒3901-004			収集先の欄中「人権・男女共同参画推進課」を削る。
5 子育て短期支援事業事務	3800-025⇒3901-005			なし
6 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会に関する事務	3800-027⇒3901-006	児童家庭部人権・男女共同参画推進課	収集先の欄中「児童家庭課」を削る。	
7 配偶者暴力相談支援センター業務	4000-004⇒3901-007	児童家庭部人権・男女共同参画推進課	収集先の欄中「児童家庭課」、「裁判所」を削る。	
8 野田市省宅目的外使用者の許可事務	1100-004	総務部客員課	関係課等の名称の欄中「人権・男女共同参画推進課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。	
9 野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性性良間質責任宅入居時家賃等助成金交付事務	1100-005			関係課等の名称の欄中「人権・男女共同参画推進課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。
10 野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施事務	1100-006			関係課等の名称及び収集先の欄中「人権・男女共同参画推進課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。
11 野田市プレミアム付商品券事務	1700-012	自然経済部商工観光課	収集先の欄中「児童家庭課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。	
12 福祉施設等への措置及び費用の徴収に関する事務	3300-040	保健福祉部障がい者支援課	関係課等の名称の欄中「児童家庭課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。	
13 子ども支援室における相談事務	3800-039	保健福祉部保健センター	収集先の欄中「人権・男女共同参画推進課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。	
14 公立小学校及び中学校の児童生徒に係る学籍管理事務	4700-007	学校教育部学校教育課	経常的な目的外利用・提供先の欄中「児童家庭部児童家庭課」を「子ども家庭総合支援課」に変更する。	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 児童家庭部 子ども家庭総合支援課	
関係課等の名称					
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	S63.4.1	最終変更年月日 R1.9.26
事務の名称		家庭児童相談関係事務			
事務の目的		家庭における児童の健全な育成に寄与するため、児童に関する様々な問題事例について取り扱い、当事者への助言や専門機関へのあっせんなど、解決に向けた支援を行うもの。			
事務の概要		<p>1 児童虐待に関する相談・通告</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、保育所等の関係機関、近隣住民、医療機関、虐待者本人などから児童虐待に関する相談・通告を受領し、『虐待相談・通告受付票』を作成し、緊急受理会議にて緊急度をアセスメントする。 緊急度に応じて、初期調査及び安全確認を実施した後、ケース検討をして援助方針をたて、要保護児童対策地域協議会にてケースの進行管理を行う。 <p>2 児童の養育、発達、育児、しつけ等に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者、親族、子ども本人等から児童に関する相談を受け付け、『児童相談記録票』を作成するとともに、助言指導、専門機関へのあっせんなどの支援を行う。 			
対象者		要保護児童又は要支援児童及びその保護者又は特定妊婦 相談者、保護者、児童			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（課税課、収税課、市民課、国保年金課、生活支援課、障がい者支援課、保健センター、保育課、 児童相談所 ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（教育委員会） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（児童相談所、健康福祉センター、警察、他市町村） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（社会福祉協議会、医療機関、私立認可保育所、私立幼稚園等） <input checked="" type="checkbox"/> その他（民生委員児童委員、主任児童委員） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））			

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要) ⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理 ⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) ⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 <input type="checkbox"/> その他 (対象要援護児童18歳まで)

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 児童家庭部 子ども家庭総合支援課	
関係課等の名称					
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	S59.4.1	最終変更年月日 R1.9.26
事務の名称		助産施設及び母子生活支援施設入所に関する事務			
事務の目的		妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない場合において、助産施設での助産を実施すること及び配偶者のない女子等であって、その者の看護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設にて保護すること。			
事務の概要		助産施設又は母子生活支援施設への入所を希望する者から申込書を受理し、内容を審査し、諾否及び費用の額等を通知するとともに、入所先の施設に申込者が入所となることを通知する。			
対象者		申込者（妊産婦又は母）、世帯員			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（課税課、生活支援課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法、番号法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他（ ）			

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	児童家庭部 子ども家庭総合支援課		
関係課等の名称					
届出年月日	H17.3.28	開始年月日	H17.4.1	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	育児支援家庭訪問事業事務				
事務の目的	本来児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、当該家庭における安定した児童の養育等を支援するため、出産前から支援が必要な妊婦及び育児不安や育児ストレスを感じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行い、子育てへの負担感の軽減を図るもの。				
事務の概要	育児支援家庭訪問事業の利用を希望する者から申込書を受取り、内容を審査し、支援が必要と認められる場合には支援計画を作成して支援計画の内容を通知するとともに、その利用の有無等を確認する。支援の必要がない場合には、却下の通知をする。				
対象者	申込者、世帯員				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>野田市育児支援家庭訪問事業実施要綱</u> <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（市民課、生活支援課、障がい者支援課、保健センター、保育課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（教育委員会） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（児童相談所） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>野田市育児支援家庭訪問事業実施要綱</u> <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				

個人情報の
保存期間

1年

3年

5年

10年

永年

常用

その他 (

)

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 <input type="checkbox"/> その他 (対象要保護児童18歳まで)

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長		届出部課等の名称	児童家庭部 子ども家庭総合支援課	
関係課等の名称					
届出年月日	H27.3.19	開始年月日	H27.4.1	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	子育て短期支援事業事務				
事務の目的	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設において養育及び保護を行うことにより、当該児童及びその家庭の福祉の向上を図るもの。				
事務の概要	子育て短期支援事業の利用を希望する者から申請書を受取り、内容を審査し、利用の可否及び利用者負担金の額等を通知するとともに、利用児童の状況等を実施施設に対して通知する。				
対象者	申請者、利用対象児童、保護者、世帯員				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市子育て短期支援事業の実施に関する規則 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(課税課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()			
	本人以外から収集している理由【第7条第3項】	<input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先	目的外利用有⇒利用する事務の名称：	_____			
	主な利用項目 ()	_____			
	目的外提供有⇒利用する事務の名称：	_____			
	主な提供項目 ()	_____			
	(<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他())	_____			
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】	<input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(□クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他()				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通 □個別
実施機関の名称	市長、教育委員会	届出部課等の名称	児童家庭部 子ども家庭総合支援課	
関係課等の名称	市政推進室、保健センター、学校教育課、指導課、小学校			
届出年月日	H31.2.28	開始年月日	H31.2.28	最終変更年月日 R1.9.26
事務の名称	野田市児童虐待事件再発防止合同委員会に関する事務			
事務の目的	平成31年1月24日に発生した児童虐待に関する悲惨な事件について、これを防止することができなかった問題点を徹底的に検証し、児童虐待事件の再発の防止に関し必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べるもの。			
事務の概要	平成31年1月24日に発生した事件について、関係者、関係機関から情報を収集し、問題点を検証し、調査審議し、市長に意見を述べるとともに、関係者のプライバシー等に配慮して調査結果を公表する。			
対象者	平成31年1月24日に発生した事件の関係者			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日		
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 事件に関する情報		
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関(学校教育課、指導課、小学校) <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(千葉県、警察、児童相談所、他市町村) <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(関係者) <input type="checkbox"/> その他()		
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日		
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) <input type="checkbox"/> その他()		
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日		
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託(<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他()			

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		児童家庭部子ども家庭総合支援課
関係課等の名称					
届出年月日		H20.1.8	開始年月日	H20.1.11	最終変更年月日 R1.9.26
事務の名称		配偶者暴力相談支援センター業務			
事務の目的		配偶者からの暴力を受けている被害女性からの相談に対し、暴力の経緯から防止策を検討する。生命または心身に影響を及ぼす暴力を受けている被害女性を一時保護し、自立を希望する者に対し、支援を行う。			
事務の概要		電話または面談による相談を受け、本人の同意に基づき相談記録を作成。本人および同伴家族が必要とする支援に対し、相談機関の紹介、緊急時の安全確保と一時保護、自立に向けての住居の確保、関係機関との連絡調整や同行支援、保護命令申出の援護等を行う。			
対象者		配偶者からの暴力を受けた被害女性および同伴家族			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認: 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 (生活支援課、児童家庭課、地域包括支援センター(介護保険課)、国保年金課) <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 (教育委員会) <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 (野田警察署、野田健康福祉センター(野田保健所)) <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 (のだフレンドシップ青い鳥) <input type="checkbox"/> その他 ()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認: 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称: _____ 主な利用項目 (_____) <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称: _____ 主な提供項目 (_____) (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 (_____) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 (_____)) <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称: _____ <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認: 年 月 日			
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託 (クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			

電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通	□個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	総務部営繕課		
関係課等の名称	子ども家庭総合支援課				
届出年月日	H16.7.7	開始年月日	H16.7.14	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	野田市営住宅目的外使用者の許可事務				
事務の目的	野田市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、市営住宅の目的外使用者の入居許可を承認するため審査をするもの。				
事務の概要	<p>条例に規定する配偶者からの暴力により被害を受け、又は繰り返し被害を受けるおそれがある女性で、規則に定める市営住宅及び駐車場の目的外使用を希望する者からの申請書及び内容を審査し、許可の可否を決定し通知する。また、利用者が期間を延長する場合の申請書を提出された場合は、許可の可否を決定し通知する。</p> <p>目的外使用者から提出された収入申告に基づき使用料を決定し、収入認定及び使用料決定通知書を通ずる。なお、目的外使用者は、収入認定及び使用料について意見を述べることができ、収入認定及び使用料決定意見書を提出された場合は審査し、使用料に変更が生じた場合は通知する。</p> <p>・その他の許可事務 使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者からの申請受付及び審査を行い、減免又は徴収の猶予の可否について決定する。 目的外使用者の退去時に使用料、返還金を精算する。</p>				
対象者	市営住宅目的外使用者及び同伴家族				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市営住宅の設置及び管理に関する条例第67条の2及び野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第30条の2、第30条の3 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 還付金が生じた場合の振込先 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先	収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(課税課)) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()			
	収集先	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先	目的外利用有⇒利用する事務の名称：	主な利用項目()			
	目的外提供有⇒利用する事務の名称：	主な提供項目() <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他()			
外部委託等	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】	<input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託(□クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			

電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の 保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通	□個別
実施機関の名称	市長		届出部課等の名称	総務部営繕課	
関係課等の名称	児童家庭課、子ども家庭総合支援課				
届出年月日	H17.3.3	開始年月日	H17.4.1	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付事務				
事務の目的	緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及び配偶者から暴力による被害女性で民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成することにより、入居時における経済的負担の軽減を図り、もって生活の安定と福祉の向上を図るもの。				
事務の概要	助成金の交付を受けようとする者からの申請書の受付、要件の審査、交付の可否の通知及び助成金の交付を行う。				
対象者	市内に1年以上住所を所有するひとり親家庭等（母子・父子家庭、祖母、祖父などが養育）及びDV被害助成				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則第2条第1号 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 助成金申請者の振込先 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（児童家庭課、生活支援課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則第3条第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ）			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ）： （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）			
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他（ ）				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通	□個別
実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		総務部営繕課
関係課等の名称		児童家庭課、子ども家庭総合支援課、高齢者支援課、障がい者支援課			
届出年月日		H18.4.1	開始年月日	H17.8.1	最終変更年月日 R1.9.26
事務の名称		野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施事務			
事務の目的		家賃等の支払いができるのにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等の理由により民間賃貸住宅への入居に困窮している住宅困窮者（ひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯）に対して、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証及び居住継続支援を行うとともに、入居保証の利用者のうち低所得者等に対して、家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を図り、もって住生活の安定向上及び福祉の増進に寄与するもの。			
事務の概要		助成金の交付を受けようとする者からの申請書の受付、要件の審査、交付の可否の通知及び助成金の交付を行う。			
対象者		市内に1年以上住所を有するひとり親家庭等、DV被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯で家賃等を納入できる見込みのある者、賃貸借契約を締結できる者、自立して日常生活を送ることができ、共同住宅にあっては他の居住者と円満な共同生活を送ることができる者とする。 助成対象は、過去にこの助成金の交付を受けたことがなく、生活保護受給者、世帯全員が市町村民税が非課税の者、その他市長が必要と認める者とする。			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施規則第3条第1号エ <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> DV被害女性にあっては、保護命令、一時保護施設等への入所状況 <input checked="" type="checkbox"/> 保証料助成申請者の振込先 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃等保証委託及び賃貸借契約の内容			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（課税課、生活支援課、子ども家庭総合支援課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			

外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号（法令等）⇒法令等の名称： _____ <input type="checkbox"/> 2号（公益上特に必要かつセキュリティ措置有）⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他（ ）

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	自然経済推進部商工観光課		
関係課等の名称					
届出年月日	H27.4.22	開始年月日	H27.6.1	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	野田市プレミアム付商品券事務				
事務の目的	消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、市内の消費喚起・下支えすることを目的に低所得者・子育て世帯を対象に野田市プレミアム付商品券を販売する。				
事務の概要	<p>扶養外住民税非課税者（購入対象者①）のリストを個人市県民税賦課事務により収集した住民税に関する情報等から作成し、商品券の購入のための引換券を交付する申請書を送付し、商品券の購入を希望する対象者から申請を受け、購入対象者要件に該当することを本人の同意により市が保有する個人情報を確認して審査し、購入引換券の交付の可否を決定し、送付する。購入引換券の交付を受けた者に対し、商品券を販売する。</p> <p>また、住民基本台帳を基に子育て世帯の世帯主（購入対象者②）のリストを作成し、商品券の購入のための引換券を送付し、商品券の購入を希望する者に対し、販売する。</p> <p>なお、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者からの申出を受け、又は障がい者、高齢者、児童、婦人の施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を受けた自治体（野田市を含む。）からの情報提供を受け、住民基本台帳上の世帯主に購入引換券を交付しない等の措置をする。</p>				
対象者	購入対象者及び購入対象者以外の購入引換券交付申請者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券関係事務処理に係る運用指針 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 諸法に基づく施設入所等に係る委託や措置、支給決定に関する情報 <input checked="" type="checkbox"/> DV避難に関する情報			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（市民課、課税課、生活支援課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、人権・男女共同参画推進課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（千葉県、他市区町村の各施設入所措置等担当課） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券関係事務処理に係る運用指針、虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係るプレミアム付商品券関係事務処理に係る運用方針 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input checked="" type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：令和 年 5 月 29日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ）			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））			

	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input checked="" type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報の保存期間	1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通	□個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	保健福祉部 障がい者支援課		
関係課等の名称	児童家庭課、 児童家庭課 、介護保険課				
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	H7.11.24	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	福祉施設等への措置及び費用の徴収に関する事務				
事務の目的	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法の規定に基づく措置の実施に関し、必要な事務及び措置に要する費用の徴収に関し必要な事務を行うもの。				
事務の概要	<p>支援を必要とする障がい者又は障がい児の保護者等が、やむを得ない事由により給付支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める場合、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法に基づき障害福祉サービス等の提供の措置を行う。障害福祉サービス等への措置の開始を決定したときは、措置決定通知書を当該援護の措置を要する者又はその保護者に送付するとともに、知的障害者については、措置を行う場合支援施設等又は職親に援護を委託するため、援護委託決定通知を当該支援施設等の長又は職親に送付する。</p> <p>援護の措置の変更を決定したときは、措置変更決定通知書を、当該援護の措置の解除を決定したときは、措置解除決定通知書を当該援護の措置を受けた者又はその保護者に送付する。</p> <p>措置に関する費用の徴収額は、野田市福祉施設等への措置に要する費用の徴収に関する規則に定める。</p> <p>費用を徴収しようとするときは、当該月の徴収額を納期限前15日までに納入通知書により費用を納入すべき者に通知する。</p> <p>納入義務者は、前項の通知を受けたときは、当該月分を納期限までに納入する。</p> <p>納入義務者が経済上その他の理由により納入すべき費用を納入することが著しく困難であると認めるときは、その者の申出により、その費用の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除を行う。</p>				
対象者	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法の規定に基づく被措置者及び被措置児童及び扶養義務者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（生活支援課、課税課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（児童相談所） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（扶養義務者） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：生活保護法施行事務 主な利用項目（生活保護関係情報） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） { <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） } <input type="checkbox"/> その他（ ）				

	<p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：野田市福祉施設等への措置に要する費用の徴収に関する規則</p> <p>□2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない)</p> <p>□5号(公益上特に必要) ⇒審査会承認： 年 月 日</p>
外部委託等	<p>□外部委託(□クラウドコンピューティング) □複数の外部委託有</p> <p>□指定管理者による管理 ⇒審査会承認 年 月 日</p>
電子計算機結合	<p>■有【第12条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：番号法</p> <p>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) ⇒審査会承認 年 月 日</p>
個人情報の保存期間	<p>1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/>5年 10年 永年 常用 その他()</p>

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長		届出部課等の名称	保健センター 子ども支援室	
関係課等の名称					
届出年月日	H27.9.7	開始年月日	H27.10.1	最終変更年月日	R1.9.26
事務の名称	子ども支援室における相談に関する事務				
事務の目的	子どもに関する総合相談窓口を設置するとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援を実施する。				
事務の概要	妊娠期から18歳までの子育てに関する総合相談窓口として、次の事業を実施する。 1 妊娠届を受け付け、妊婦から聞き取りにより状況把握をしつつ、子育てに関する相談を受け、母子健康手帳を交付する。 2 子育てに関する相談を、来所、電話、訪問、文書により受け、必要な指導・助言を行う。 3 療育支援会議を開催し、支援が必要なケースの検討や障害福祉サービス受給者証発行に係る意見書発行等について検討する。 4 保護者への子育て支援情報の提供する。 5 支援が必要なケースについて関係機関との連絡調整を行う。				
対象者	18歳までの子どもとその保護者（妊娠中の保護者も含む。）				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>子ども・子育て支援法</u> <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 相談に関する情報 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（生活支援課、障がい者支援課、児童家庭課、保育課、子ども家庭総合支援課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（教育委員会） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（国、県、他市区町村） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（医療機関・保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育所・幼稚園類似施設・学童保育所・児童発達支援・放課後等デイサービス・子育て支援施設） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>子ども・子育て支援法</u> <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <u>家庭児童相談関係事務</u> 主な利用項目（ <u>児童虐待に関する家庭情報</u> ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <u>児童虐待の防止等に関する法律</u> <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象児童が20歳になる日の属する年度末まで）				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称		教育委員会	届出部課等の名称		学校教育部学校教育課
関係課等の名称					
届出年月日		平成13年4月1日	開始年月日	昭和29年以前	最終変更年月日 令和元年9月26日
事務の名称		公立小学校及び中学校の児童生徒に係る学籍管理事務			
事務の目的		児童生徒の在籍状況の把握及び記録管理を行うもの。			
事務の概要		住民基本台帳の情報を基に、学齢簿の編成を行うもの。			
対象者		市内公立小学校及び公立中学校に在籍する児童生徒			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関(市民課 ()) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：学校教育法施行令 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input checked="" type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称：家庭児童相談関係事務、育児支援家庭訪問事業事務、野田市要保護児童対策地域協議会要保護児童対策調整機関事務 主な提供項目(学業・職業等) () (<input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関(子ども家庭総合支援課) <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> その他 ())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：児童福祉法 <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		学齢簿：義務教育課程修了後5年 入学予定者名簿：5年 学籍変更書類(転出入関係書類等)：5年			